

宮津市宿泊税検討委員会 報告書（案）

令和 8 年 9 月

宮津市宿泊税検討委員会

目 次

第 1	検討に当たって	4
第 2	宮津市の状況	5
1	宮津市における観光の現状	5
(1)	観光入込客数及び観光消費額の動向	5
(2)	観光入込客数及び観光消費額における他市町との比較	6
(3)	観光消費単価における他市町との比較	7
(4)	宮津市における観光の特徴	9
2	宮津市における観光の課題	10
第 3	観光振興に資する財源確保の必要性	11
1	観光振興に資する財源を確保する目的	11
2	今後の取組方針	12
3	実施すべき観光事業と必要となる財源規模	12
4	観光事業の実施に当たって	15
第 4	観光財源の負担のあり方	17
1	市財政における観光財源の捻出	17
2	観光財源の負担のあり方	17
3	観光財源確保へ向けた財源の検討	18
(1)	観光財源として考えられる財源の比較	18
(2)	地方税における比較検討	19
(3)	旅行者の観光行動から見た財源の比較検討	20
(4)	「入湯税の超過課税」と「宿泊税」の比較検討	21
(5)	導入すべき新たな観光財源	22
第 5	入湯税の活用	24
1	入湯税の導入の経過	24
2	入湯税の充当ルール	24
(1)	現行の充当割合の考え方	24
(2)	現行の入湯税における具体の使い方	26
(3)	入湯税の活用における課題	26
第 6	宿泊税を導入する場合の課税要件等	27
1	課税客体・課税標準・納税義務者	27
2	特別徴収義務者・徴収方法・申告期限	27

3	税率（税額）・免税点	27
(1)	税率（税額）の設定方法	27
(2)	税率（税額）の設定	28
(3)	免税点の設定	29
4	課税免除	30
5	課税期間（見直し期間）	31
6	宿泊税導入に伴う入湯税課税要件の改正	31
7	特別徴収義務者への支援等	32
(1)	特別徴収交付金・システム改修費支援	32
(2)	宿泊税の周知	33
第7	法定外税に対する同意基準への適合	34
1	法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準	34
2	法定外税の検討に際しての留意事項	35
第8	まとめ（提言）	37
1	宿泊税を手段とする妥当性	37
2	宿泊税の導入目的	37
3	実施すべき観光事業の考え方	37
4	実施すべき観光事業の規模	38
5	宿泊税の課税要件等について	38
参考資料		
参考1	宮津市宿泊税検討委員会 委員名簿	40
参考2	宮津市宿泊税検討委員会設置要綱	41
参考3	宮津市宿泊税検討委員会 設置後の経過	42
参考4	宿泊事業者・観光客へのアンケート結果	43
参考5	宮津市の観光・宿泊税導入に関するアンケート調査結果	57
参考6	宿泊事業者説明会の開催結果について	61
参考7	宿泊事業者個別訪問の結果について	62
参考8	第2期宮津市観光戦略（抜粋）	67

第 1 検討に当たって

本市は、日本三景「天橋立」に代表される豊かな自然環境と歴史・文化に恵まれ、年間約 300 万人が訪れる国内有数の観光地であり、観光産業を基幹産業として発展してきた。

近年、人口減少が進む中、交流人口を拡大させ、波及効果の裾野が広く地域経済に大きく貢献する、観光振興の重要性が高まってきている。全国の自治体においても、多様化する旅行ニーズを踏まえた観光地域づくりへの取組強化によって地域間競争の激化が進んでおり、本市が選ばれる観光都市となるためには、現在抱えている課題を踏まえ、スピード感を持って更なる観光振興に取り組んでいく必要がある。

そうした中、本市では、第 7 次宮津市総合計画において「満足度の高い選ばれる観光地としてにぎわいにあふれ、持続可能な観光まちづくりにより地域社会と観光が共生する活気のあるまち」の実現を掲げ、課題となっている「観光消費額と顧客満足度の向上」を目的とした「宮津市観光戦略」を令和 4 年 3 月に、また「第 2 期宮津市観光戦略」を令和 8 年 2 月に策定し、観光施設の高付加価値化や観光客における滞在時間の延長等への取組を重点的に実施している。

本市における観光入込客数は、近年、インバウンド需要により増加傾向にあるものの、今後においては、地域間競争がさらに激化することが予想され、積み重ねてきた既存事業の拡充や新たな視点からのアプローチなど観光振興の取組を重点的かつ継続的に展開していくとともに、観光客の増加に伴って生じる行政課題にも対応しなければならないことから、これまで以上に観光振興のための安定的な財源を確保することが必要となる。

そのため、学識経験者、宿泊事業者、観光関係事業者、市民などの関係者からなる「宮津市宿泊税検討委員会」が設置され、多様な視点から持続可能な観光地づくりに向けて必要となる新たな観光財源の検討を行い、宮津市において宿泊税を導入する場合の方向性や、既に観光振興の財源として活用されている入湯税の見直しなどについて整理した。

第2 宮津市の状況

1 宮津市における観光の現状

(1) 観光入込客数及び観光消費額の動向

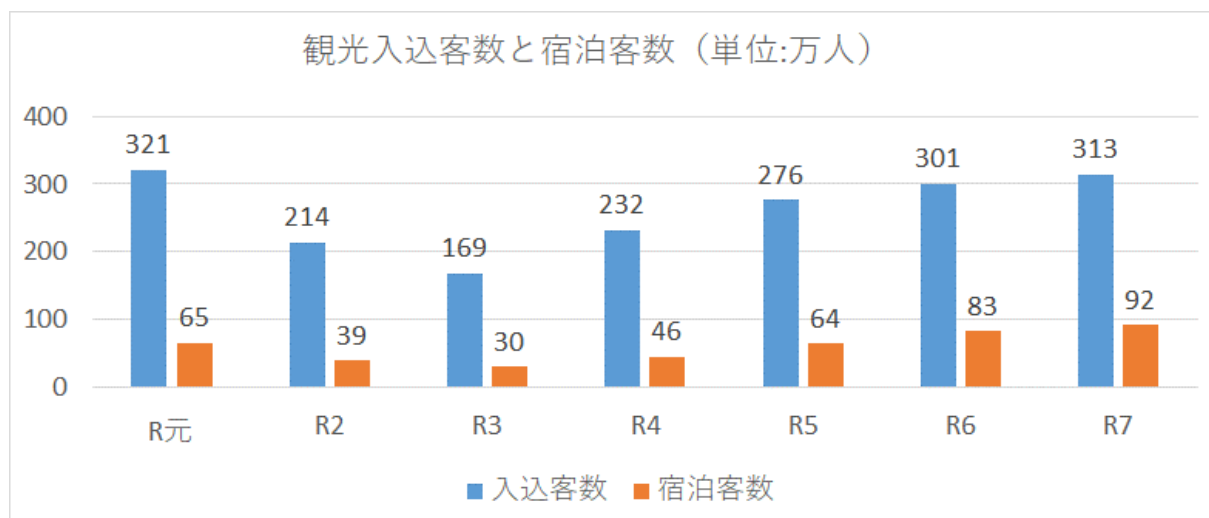
本市の主要産業である「観光」の状況は、コロナ禍で減少していた団体旅行の回復や円安の影響による外国人旅行客の増加に伴い、令和7年は、令和元年に次ぐ過去2番目の入込客数となり、宿泊客数の全体数及び外国人宿泊客数はともに過去最高となった。

令和7年の観光消費額についても、過去最高となり、その要因は、観光入込客数が増加したことに加え、観光施設の高付加価値化の取組の効果や物価上昇に伴う飲食費などの価格が上昇したことによるものと推測される。

■観光入込客数と観光消費額の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
観光入込客（千人）	3,205	2,144	1,688	2,318	2,763	3,006	3,131
日帰客（千人）	2,556	1,751	1,384	1,862	2,120	2,176	2,211
宿泊客（千人）	649	393	304	456	643	829	920
外国人宿泊客（千人）	54	6	0.3	4	58	67	116
観光消費額（億円）	108.9	75.4	57.5	84.3	117.4	142.9	149.2

■観光入込客数と宿泊客数の推移

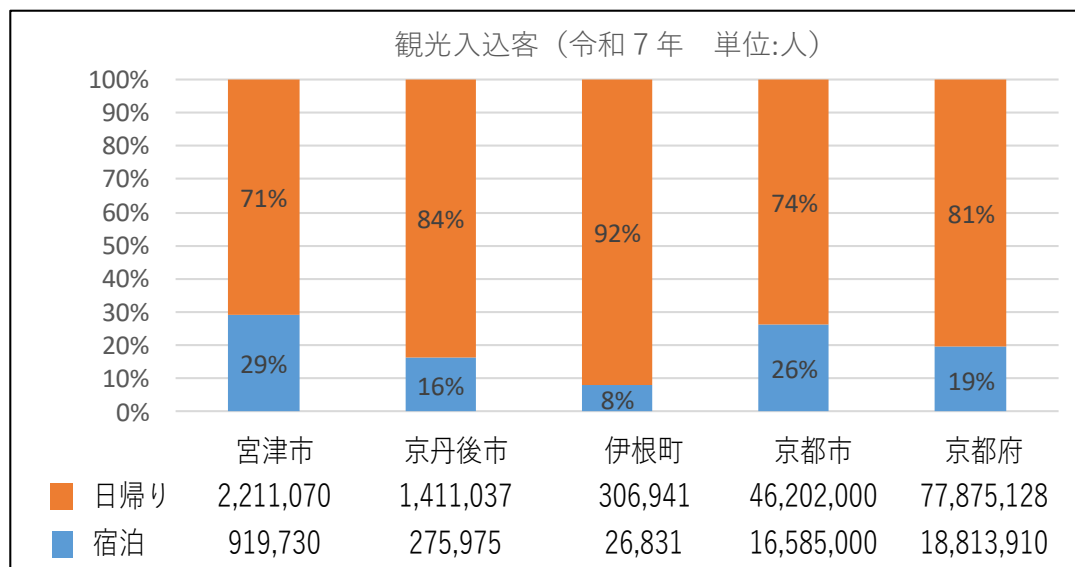
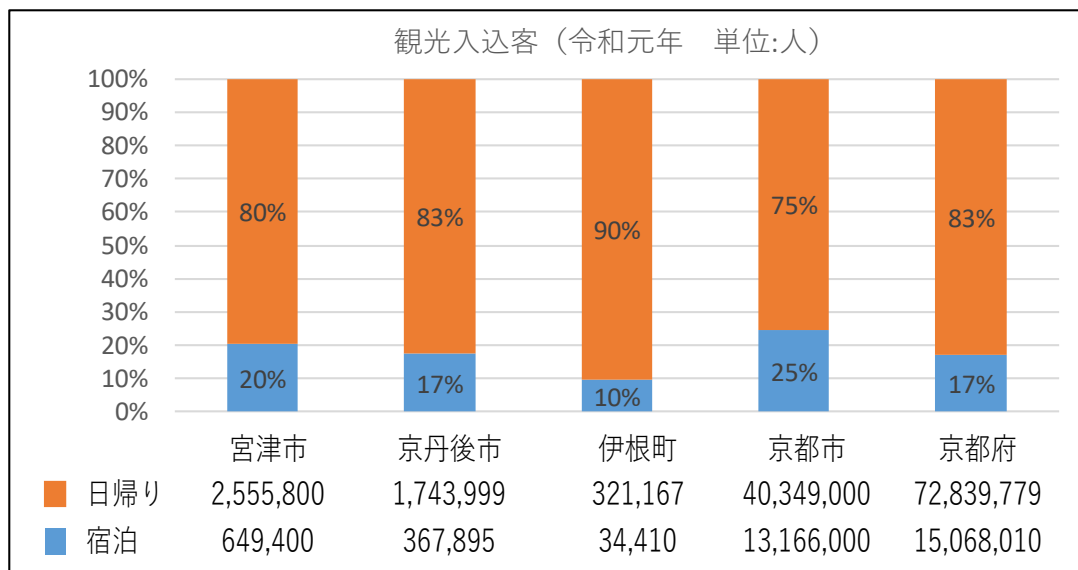


（２）観光入込客数及び観光消費額における他市町との比較

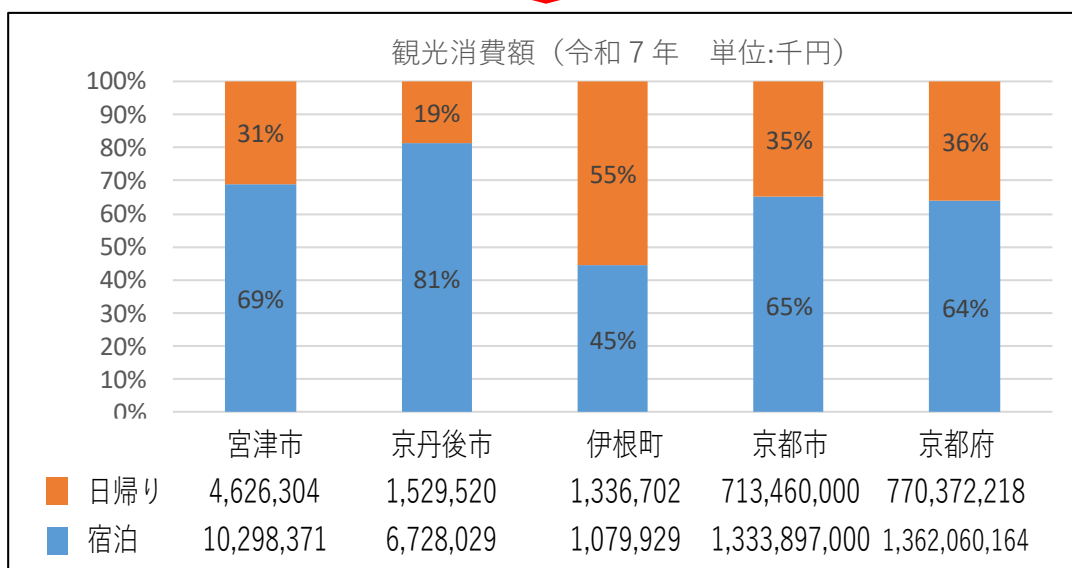
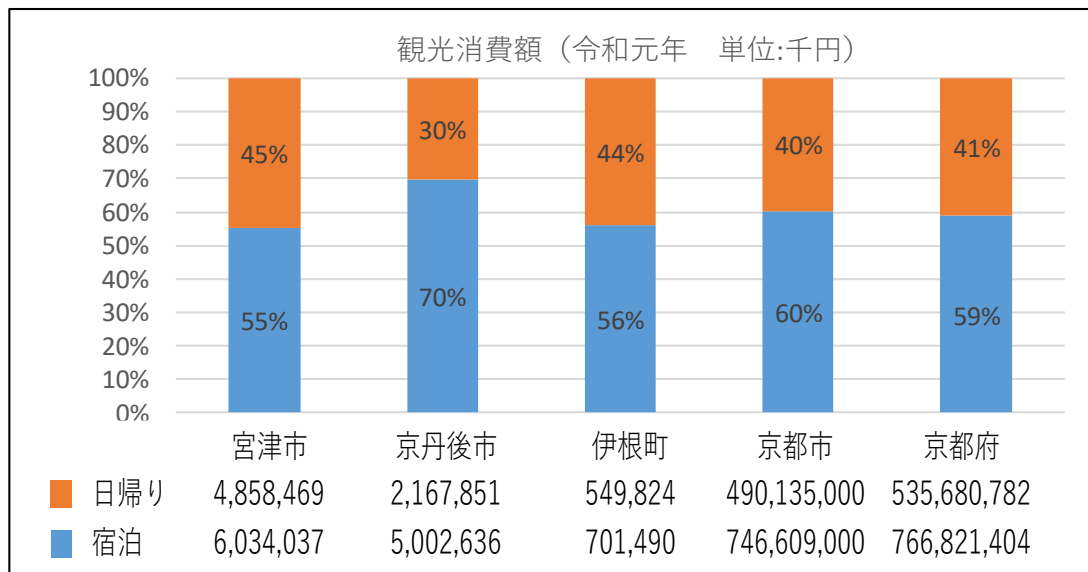
本市の観光入込客数に占める宿泊客数の割合を示す「宿泊比率」は、令和元年が 20％であったものが、令和 7 年は 29％と上昇しており、京都府全体の 19％や京都府北部の市町のいずれよりも上回っている。

また、令和 7 年観光消費額に占める宿泊客の割合は、京都府全体の 64％より高い 69％を占めており、宿泊客が観光消費額に与える影響は大きい状況である。

■観光入込客数に占める宿泊客数及び日帰り客数の割合



■観光消費額に占める宿泊客及び日帰り客の割合

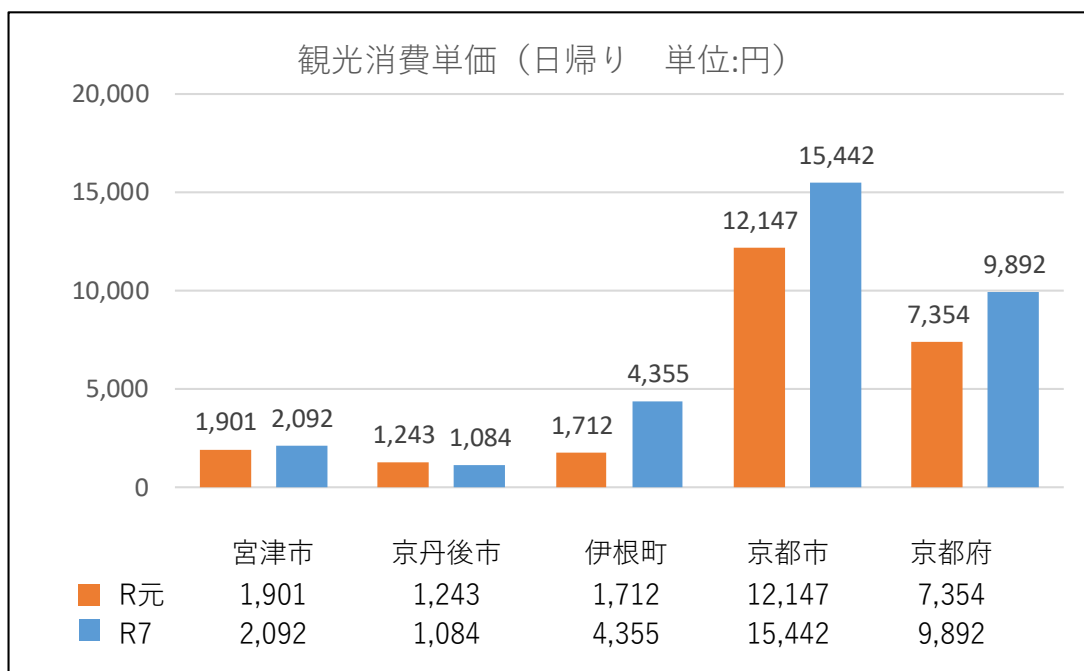
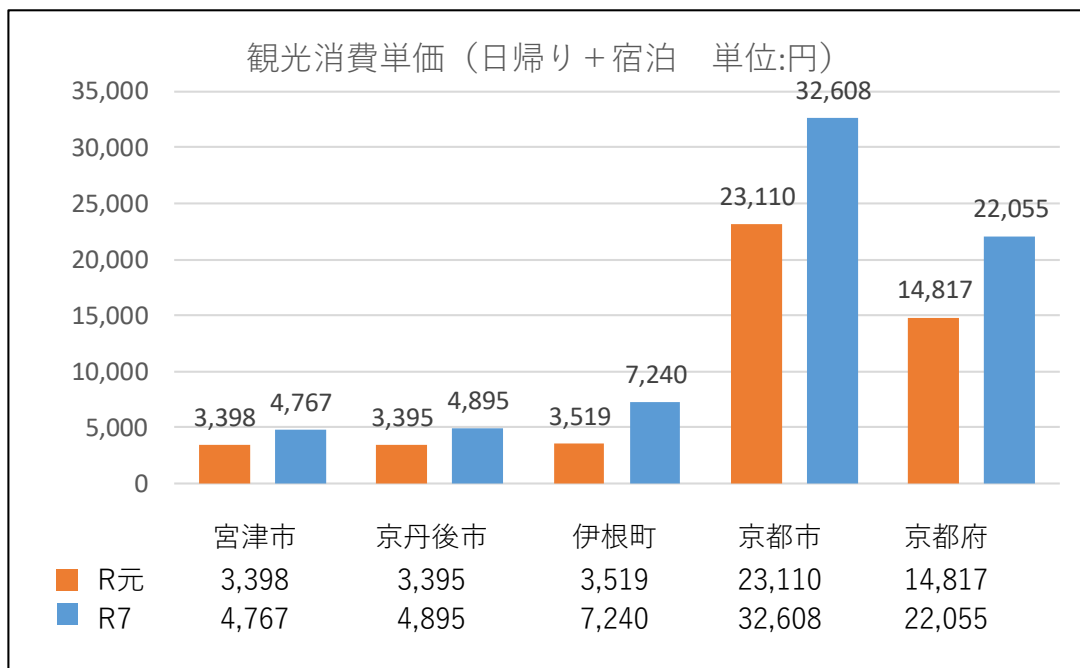


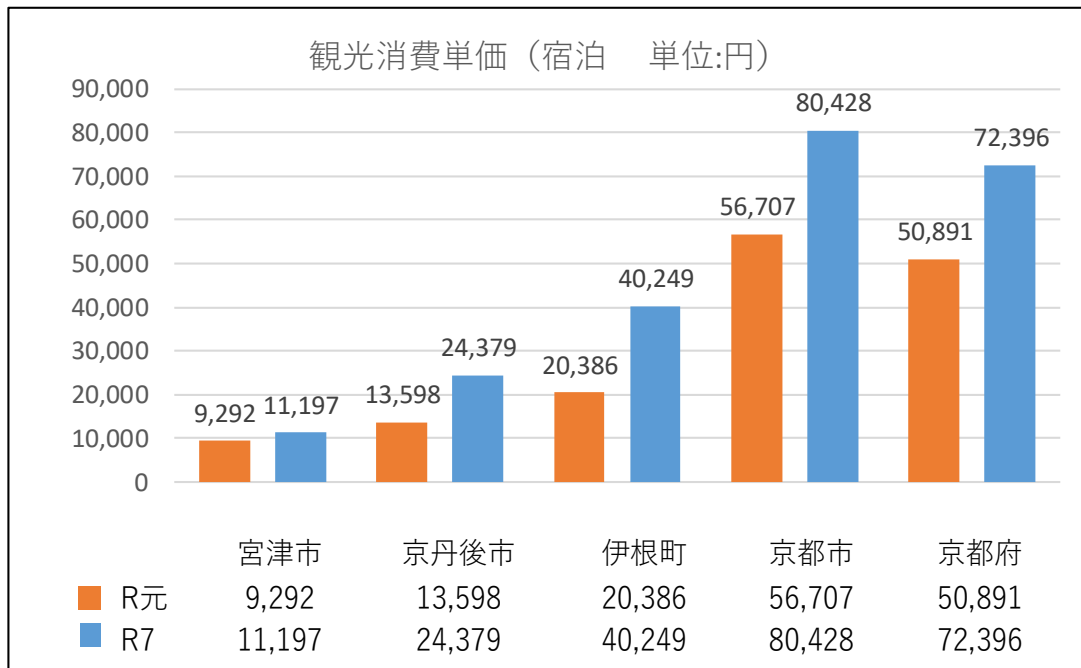
（３）観光消費単価における他市町との比較

本市の令和 7 年観光消費単価（旅行 1 回当たりに要した費用）は 4,767 円で、京都市（32,608 円）の 15%にとどまっており、更なる観光消費単価の拡大が課題である。

また、令和 7 年宿泊消費単価は 11,197 円で、近隣市町が本市を上回っているのは、カニ料理の提供や宿泊施設の一棟貸しなどの高付加価値化によるものと考えられる。

■観光消費単価における他市町との比較





（４）宮津市における観光の特徴

観光入込の状況や観光客向けアンケート調査を行った結果、把握した本市における観光の特徴を以下に示す。

1. 観光消費単価：(R7) 宮津市 4,767 円(宿泊単価 11,197 円)、京都市 32,608 円

観光地としての高付加価値化の取組や好調なインバウンド需要により、R1:3,398 円から拡大傾向となっている。更なる消費額拡大の機会がある一方で、依然として他都市に比べて水準が低く、単価向上に向けた受入環境の整備や人材の確保が課題である。

2. 通過型観光地の傾向: 日帰り客 71%、宿泊客 29%

好調なインバウンド需要により宿泊比率が増加。比率の高い日帰り客をターゲットにした滞在時間を延ばす取組も重要となる。特に日帰りから宿泊への誘導は本市の観光振興における重要課題である。

3. 宮津市経済における観光産業が占める割合は 7.7%で全国の 2.0%と比べて高い

4. 宮津市観光で重視した順位は、景色・景観、温泉、グルメの順

5. 天橋立の認知度：訪問意向は全国の観光地平均より高いが、再訪問意向・推奨意向は低い。

顧客満足度の低さがその主要因。一方で、宿泊客では満足度が向上。とりわけ「地域の料理・食材」で顕著にスコアが上昇。地域全体として食(食材・料理)の質的向上・ブランド化を図ることにより宿泊率・満足度の向上が期待できる。

6. アンケートで不満の声が多かったのは、駐車場(料金高・少ない)、飲食店(少ない)、交通(周遊しづらい)、観光スポット(少ない)の4点である。これらは観光客受入環境の脆弱さを示しており、改善が必要である。

2 宮津市における観光の課題

好調なインバウンド需要を背景に、本市への観光客（宿泊客）は増加が見込まれるものの、次の課題を抱えている。

○は「観光客の満足度向上」に対する課題、●は「観光客の増加に伴う行政需要」に対する課題を示す。

区 分	課 題
情報発信	○多様化する旅行ニーズに対応した国内外への情報発信が不足（旅マエ・旅ナカ）
受入環境	○インバウンドの受入環境が脆弱（多言語案内・キャッシュレス対応など） ●人口減少等により旅行者の円滑な移動と周遊性を確保する地域の公共交通（鉄道・バス・タクシー）の持続性が低下 ○地域の観光マネジメント等を担う観光専門人材が不足
魅力向上	○日帰り客が占める割合が高く推移しており、体験や周遊コンテンツの造成など滞在時間を延ばす取組が必要 ○夜間観光のコンテンツ不足が顕著（飲食やイベントなど） ○天橋立ライトアップや砂浜BARなど「天橋立」を活かした魅力づくり ○海上ネットワークによる周遊性向上など「海」を活用した魅力づくり
資源保全	●人口減少や空き家が増加する中、持続的な街なみ景観や天橋立などの環境保全が必要
経済成長	○訪問客の増大を地域の経済活動に波及させていく仕組みづくりが必要（周遊観光や食材の地元調達など）
人手不足	○ホテル・旅館等の人手不足によるおもてなしサービスの低下が懸念 ●「伊根の舟屋」観光を目的とする旅行者による路線バスの混雑悪化（市民の日常移動に影響）
環境負荷	●観光シーズンにおける交通渋滞や観光客のごみ問題が懸念
安心・安全	●災害発生時等における観光客の安全対策（インバウンド対応含む）



好調なインバウンド需要を背景に、「天橋立」や「伊根の舟屋」を目的に多くの観光客が訪れている状況を踏まえ、地域間競争を意識した受入環境を充実させていくことや、市民生活と観光の更なる調和や観光が地域経済の豊かさに繋がっていることを実感できる施策の推進が必要となる。

第3 観光振興に資する財源確保の必要性

1 観光振興に資する財源を確保する目的

以下の考え方により、観光振興に資する財源を確保する目的を示す。

■日本三景「天橋立」を有する国内有数の観光地として発展

①本市は、日本三景「天橋立」に代表される豊かな自然環境と歴史・文化に恵まれ、年間約300万人が訪れる国内有数の観光地であり、観光産業が基幹産業となっている。

■世界から選ばれる観光地を目指した産業振興へ（魅力の創出から宿泊への誘導：通過型観光⇒宿泊滞在型観光へ）

本市を訪れる観光客は、好調なインバウンド需要を背景に増加していくことが期待される中で、日本を代表する観光地であり続けるとともに、世界から選ばれる観光地を目指していくためには、顧客満足度向上に向けた切れ目のない投資に加え、②市内各地域の観光資源の掘り起こしや磨き上げ等による、観光地としての魅力の底上げが不可欠となる。これにより、観光客の周遊性を向上し、滞在時間の延長により宿泊へと誘導させていくことは、本市の観光消費額の7割を宿泊客が占めている中で、産業振興、雇用・税収の誘発の面からも効率性が高く効果的であり地域の活性化に繋がるものと考えられる。

■多様化する旅行ニーズへの対応と地域間競争を意識した観光まちづくり

近年、個人化とともに「多品種・小ロット」と言われる、よりテーマ性が強くきめ細かい旅行商品の提供が求められるなど、旅行ニーズが多様化し続ける中で、本市を滞在場所として選ばれるためには、③プロモーションの強化や多言語化対応、ナイトタイムエコノミーの推進等これまで十分でなかった取組など、地域間競争を意識した観光まちづくりの取組が必要となる。

■新たな財源確保の必要性

こうした多様化する旅行ニーズへの対応や地域間競争を意識した観光まちづくりに加え、ごみ処理経費の負担や円滑な移動と周遊性を確保する公共交通の維持など、観光客の増加によって生じる課題への対応も必要となるなど、これらの観光施策を展開していくためには新たに財源確保が必要となる。このことから、④旅行者に応分の負担を求め、まちの魅力を高める施策や増加が見込まれる行政需要に振り向けていくことは、住む人・訪れる人双方にとって、重要な意義を有するものである。

本市の観光振興施策の経費に対する負担のあり方や持続的な観光振興の必要性、将来の財政状況などを総合的に勘案した結果、⑤観光振興を持続的かつ安定的に高い水準で行っていくために観光財源の確保が必要になるものである。



- ① 日本三景「天橋立」をはじめとした豊かな自然環境を保全し、歴史・文化など②固有の観光資源の魅力向上及び③情報発信、旅行者の受入環境の充実を図るとともに、④市民生活と調和した地域社会の発展に寄与する⑤持続的な観光振興を図る施策を推進するための財源を確保する必要がある。

2 今後の取組方針

第7次宮津市総合計画に掲げる「満足度の高い選ばれる観光地としてにぎわいにあふれ、持続可能な観光まちづくりにより地域社会と観光が共生する活気のあるまち」を実現するため、今後の観光振興に係る「取組方針（案）」を以下に示す。

<取組方針（案）>

＜方針1＞ サービス向上・ 消費拡大	○観光コンテンツの造成、磨き上げ など
＜方針2＞ プロモーション の強化	○国内外のプロモーション拡充、観光DXの推進 など
＜方針3＞ 受入環境の整備	○観光インフラの整備 ○インバウンド需要対応の強化 ○旅行者の安全・安心の確保 など ※持続可能で高品質な観光地経営基盤の構築
＜方針4＞ 観光施策推進体 制の充実	○天橋立観光協会の運営体制の強化 ○災害等による観光需要の落ち込みに備えた基金の創設 など

3 実施すべき観光事業と必要となる財源規模

持続可能な観光まちづくりには、これまで積み重ねてきた本市の観光振興の取組に加え、現在、抱えている観光に係る課題を踏まえて、新規事業や既存事業の拡充などを実施する必要がある、いずれの事業についても、取組方針（案）に基づき取り組んでいくことが重要である。

世界から選ばれる持続可能な観光地を目指した魅力の創出と受入環境の整備など、市や民間団体・事業者が一体となって実施することにより、観光客の受益に繋がる取組を「観光客の満足度向上に資する事業」、観光客が増加することに伴う行政需要への対応を「観光と市民生活との調和に資する事業」として位置づけ整理したものを次に示す。

※次の既存事業の事業費は令和7年度決算額を基に算出したもの

また、既存事業のうち、「経常」とは毎年度連続して経常的に実施される事業を、「臨時」とは一時的に実施される事業や新たに実施される事業を指す。

■実施すべき観光事業と必要となる財源規模

(単位：百万円)

既存事業 116.2 経常 65.9 臨時 50.3	<方針1> サービス向上・消費拡大	○持続可能な観光地域づくり事業 ○大阪・関西万博きょうとの力創出・発信事業 等 海水浴場の開設運営、観光DXの推進、宮津燈籠 流し花火大会支援、専門人材の活用（観光戦略 の推進） など	61.9 経常 14.0 臨時 47.9
	<方針2> プロモーションの強化	○世界で最も美しい湾連携事業 国内加盟湾連携事業、世界総会への参加 ○歴史文化を活かした観光誘客推進事業 北前船を活かした観光誘客 など	3.0 経常 2.6 臨時 0.4
	<方針3> 受入環境の整備	○観光施設の管理 道標等の維持管理、観光公衆トイレ維持管理 など ○観光関係団体の運営 各種協議会の負担金 など	6.4 経常 4.4 臨時 2.0
	<方針4> 観光施策推進体制の充実	○魅力ある観光地づくり支援事業 海の京都DMO事業負担金、天橋立観光協会補助金 など	44.9 経常 44.9
新規・拡充事業 200.0	<方針1> サービス向上・消費拡大	○ナイトタイムエコノミーの推進 ○ガストロノミーツーリズムの推進 ○海を活用した周遊促進 など	40.0
	<方針2> プロモーションの強化	○国内外のプロモーションの充実 ○観光DXの推進 ○クルーズ船誘致の強化 など	50.0
	<方針3> 受入環境の整備	○観光インフラの充実 二次交通対策、多言語案内の整備、天橋立や街 なみ景観の保全、観光客の増加に伴うごみ処理 等、公共交通の維持 など ○インバウンド需要対応の強化 観光案内機能の充実（多言語案内の強化）、多言 語表示の充実 など ○旅行者の安心・安全の確保 など 災害時における避難誘導等の防災対策、観光S DGsの推進 など	10.0 60.0
	<方針4> 観光施策推進体制の充実	○天橋立観光協会の運営体制の強化 ○災害時による観光需要の落ち込みに備えた基金の 創設 など	40.0

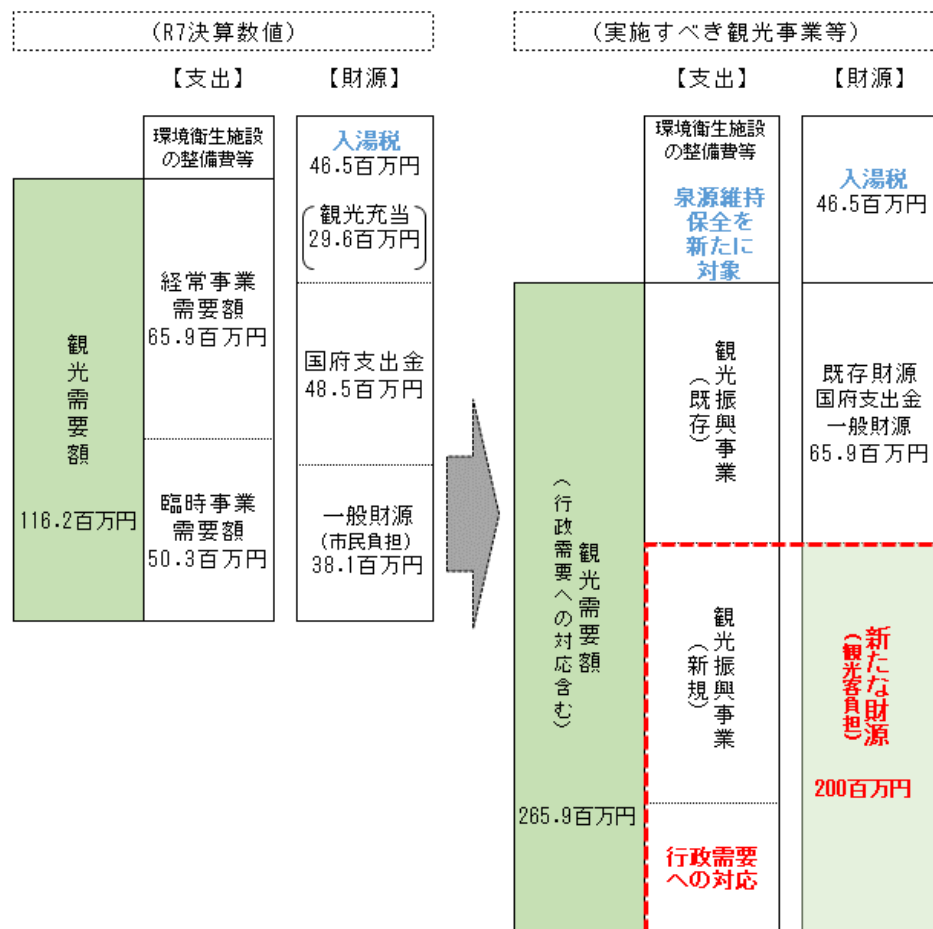
※黒字：観光客の満足度向上に資する事業

青字：観光と市民生活との調和に資する事業



実施すべき事業の総額は、既存事業と新規・拡充事業を
合わせると **約 265.9 百万円**

「実施すべき観光事業」の総額は約 265.9 百万円で、これから既存事業の財源である国府支出金や一般財源を差し引くと、「必要となる財源規模」は約 2 億円となり、その関係性を下図に示す。また、これまで十分な対応ができていなかった「泉源の維持保全」については、24 ページの「第 5 入湯税の活用」において整理を行う。



実施すべき事業の総額から既存事業の財源を差し引くと
「必要となる財源規模」は、約 2 億円

4 観光事業の実施に当たって

観光事業については、第7次宮津市総合計画において「満足度の高い選ばれる観光地としてにぎわいにあふれ、持続可能な観光まちづくりにより地域社会と観光が共生する活気のあるまち」を掲げる中で各種施策を展開されている。

また、先に示した「取組方針(案)」も念頭に、限られた財源の中で重点的に施策を推進するため、観光関連事業者等からなる宮津市観光戦略推進チームを中心に協議を進め「第2期宮津市観光戦略」を令和8年2月に策定された。

今後、新たな観光財源を活用した観光事業の実施に当たっては、総合計画、取組方針(案)、観光戦略に基づき、「観光客の満足度向上に資する事業」は宮津市観光戦略推進チーム等の観光事業者等と本市が協議を行い、「観光と市民生活との調和に資する事業」は本市を中心に事業を推進していくとされている。

※宮津市観光戦略推進チーム（第2期宮津市観光戦略策定時）

天橋立観光協会、宮津天橋立観光旅館協同組合、天橋立文珠繁栄会、天橋立府中観光会、宮津観光ピント会、丹後由良観光組合、丹後海陸交通株式会社、WILLER TRAIN 株式会社、ハマカゼプロジェクト株式会社、宮津商工会議所、海の京都DMO、宮津市



第2期 宮津市観光戦略(2026-2030)

～このまちの魅力を磨き、次の未来へ～

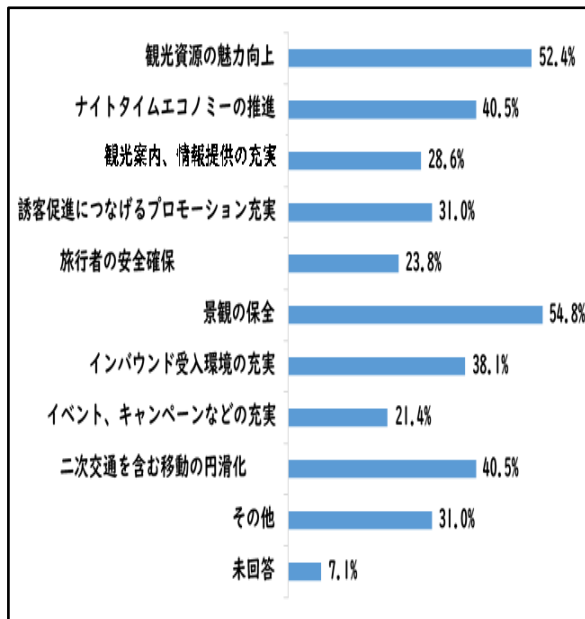


令和8年(2026年)2月 京都府 宮津市

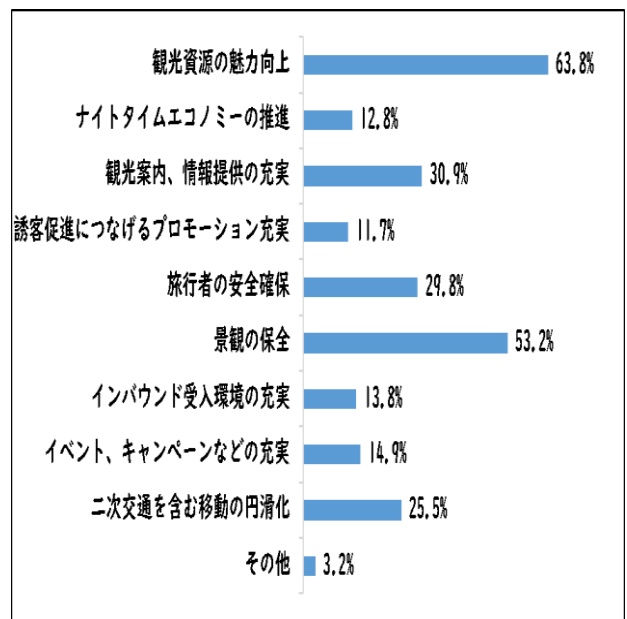


■宿泊事業者・観光客アンケート結果 ～宿泊税の使途について～

<事業者>



<観光客>



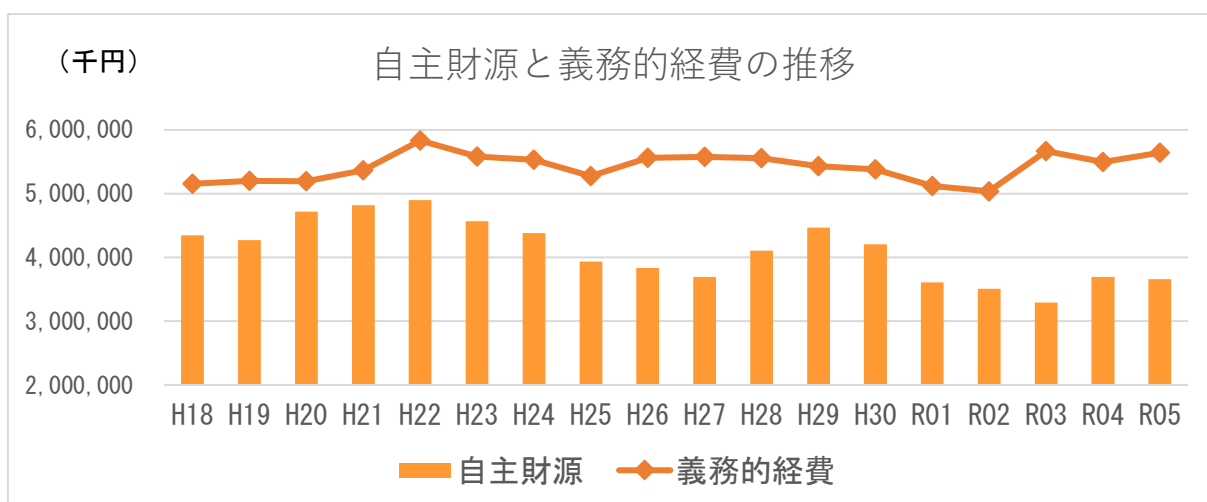
<委員の主な意見>

- 外国人の観光客、外国人の労働者の受入れによる地域経済の基盤を支えるには、両方の受入環境づくりが必要である。
- これまで取り組んできた事業を持続するには、財源確保が必要である。
- 観光客の増加に伴うごみ処理の問題やきれいな街なみの維持のためには、新たな財源が必要である。
- 宿泊客は滞在時間が長いので、宿泊税として負担を求めるという考え方はできる。
- 第3セクターで運営している鉄道は、列車や軌道、駅舎管理など市民負担が大きく、新しい財源を求めるべきである。
- むやみに多言語化の取組を行うのではなく、日本らしさを出すことも大事である。
- 地域間競争に負けないよう、多くのプロモーションを実施し、天橋立及び宮津に目的を持って来訪いただける取組が重要。
- 燈籠流し花火大会だけでなく、ベイ花火の拡充、大江山での星空観賞ツアーなどナイトコンテンツの造成が重要である。
- 入湯税などの既存財源や新たな財源の性質により、何にどの財源を使うのかを整理する必要がある。
- 施策実施に当たっては、財源ありきで考えるのではなく、本当に必要なものに必要な処置をするということが大事である。

第4 観光財源の負担のあり方

1 市財政における観光財源の捻出

下図は、本市における「自主財源」と「義務的経費」を示したもので、市税や分担金・負担金、使用料・手数料など市が独自で確保できる「自主財源」は減少傾向である一方、人件費や扶助費、公債費などの「義務的経費」は横ばいで、観光振興に充てる財源を捻出することが困難な状況である。



2 観光財源の負担のあり方

「第3 観光振興に資する財源確保の必要性」では、「実施すべき観光事業」には、市や民間団体・事業者が一体となって実施することにより、観光客の受益に繋がる「観光客の満足度向上に資する事業」と、観光客の増加が要因となり、市民生活における行政サービスに追加して必要となる「観光と市民生活との調和に資する事業」があり、「第3」の「1」(11 ページ)の目的を達成するには、両方の事業を欠くことなく継続的に実施していくことが必要である。

区 分	事 業	負担の範囲
①市や民間団体が実施することにより、観光客の受益に繋がる事業	国内外のプロモーション強化、多言語案内の整備、ナイトタイムエコノミーの推進 など	観光客の受益に繋がる事業の経費
②観光客の増加が要因となり、市民生活における行政サービスに追加して必要となる事業	ごみ処理経費、公共交通の維持など移動手段の確保対策、災害時における避難誘導等の防災対策 など	観光客の増加が要因となり増高する経費

「観光客の満足度向上に資する事業」は観光客の受益に繋がること、
「観光と市民生活との調和に資する事業」の必要性は観光客の増加が要因となることから、これらの事業の財源を観光客の皆様在一定の範囲内でご負担いただくことは合理性がある。

3 観光財源確保へ向けた財源の検討

(1) 観光財源として考えられる財源の比較

観光財源として考えられる財源について、

- 観光財源の安定的かつ継続的な確保を目的としていること
- 受益者である観光客を捕捉して広く負担を求められる制度が望ましいこと
- 実施すべき観光事業を展開するために必要となる収入規模を確保すべきことの3つの視点で、下図のとおり比較検討を行った。

■観光財源として考えられる財源の比較

種 類	安定性・継続性	受益と負担	収入規模の確保
地方税	○ 安定的・継続的な確保が可能 (強制力大)	○ 受益者を広く設定し、負担を 求めることが可能	○ 対象者の設定等により規模の 確保は可能
分担金・ 負担金	△ 特定の事業に係るため、 <u>安定的 であるが継続的な確保が難しい</u>	△ 受益者を個別に特定し、 <u>受益 の範囲内で負担を求める必要 がある</u>	△ 受益者を個別に特定する必要 があり、 <u>規模は限定的</u>
使用料	○ 安定的・継続的な確保が可能	△ 受益者を個別に特定し、 <u>受益 の範囲内で負担を求める必要 がある</u>	△ 施設等利用者、役務提供先か らの徴収となるため <u>規模は限 定的</u>
手数料			
寄付金	△ 善意や協力に基づくため、 <u>安定 的・継続的な確保が難しい</u>	△ 善意や協力によるため、 <u>受益 者が必ずしも負担する必要が ない</u>	△ 対象者の設定は可能であるが、 善意や協力によるため、 <u>規模 の確保は保証されない。</u>

- 「地方税」は、強制力が大きく、安定的・継続的な確保が可能であり、受益者を広く設定し、負担を求めることが可能であり、収入規模を確保することも可能である。
- 「分担金・負担金」は、特定の事業を行う際にその受益者から徴収するものであるため、安定的ではあるが、継続的な確保が困難であり、受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要があることから、収入規模の確保は限定的である。
- 「使用料」及び「手数料」は、安定的・継続的な確保が可能であるが、受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要があり、施設等の利用者や役務提供先からの徴収となるため、収入規模の確保は限定的である。
- 「寄付金」は、善意や協力に基づくため、安定的・継続的な確保が困難であり、受益者が必ずしも負担する必要がなく、収入規模の確保は保証されない。



観光財源について3つの視点から検討を行った結果、

「地方税」が望ましい

（２）地方税における比較検討

地方税は、「法定税」と「法定外税」に区分され、それぞれについて、「安定性・継続性」、「受益と負担」、「収入規模の確保」の３つの視点で、下図のとおり比較検討を行った。

■「法定税」と「法定外税」の比較

種 類		導入事例	安定性・継続性、受益と負担、収入規模の確保 等
地方税	法定税	超過課税 入湯税の超過課税 (大分県別府市等13団体)	○安定的、継続的な確保が可能 ○地方税法により税収を観光振興に要する費用に充当可能 △課税対象が入湯者に限られるため、対象施設が限定的であり、規模の確保が難しい。
	普通税	歴史と文化の環境税 (福岡県太宰府市) 宮島訪問税 (広島県廿日市市)	○安定的、継続的な確保が可能 △普通税は、目的税に比べ、受益と負担の関連性は薄い。 (目的税に比べ納税義務者の理解を得にくい) ○必要な財政需要の規模に応じた制度を設計しやすい。
	法定外税	目的税 宿泊税 (京都市等12団体) 環境協力税 (沖縄県4島)	○安定的、継続的な確保が可能 ○目的税は、普通税と比べ、受益と負担の関連性が明確である。 (普通税に比べ納税義務者の理解を得やすい) ○宿泊や入域行為などが課税対象となり、入湯税の超過税率と比べ、課税対象が多くなることから、必要な財政需要の規模に応じた制度を設計しやすい。

- 「法定税」のうち、本市において観光財源として可能性がある「入湯税の超過課税」は、安定的、継続的な確保が可能で、地方税法により税収を観光振興に要する費用に充当することができるものの、課税対象が入湯者に限られるとともに、対象施設が限定的であるため、収入規模の確保が困難である。
- 「法定外税」のうち「普通税」は、安定的、継続的な確保が可能であり、必要な財政需要の規模に応じた制度を設計しやすいが、普通税は目的税と比べ、受益と負担の関連性が薄く、納税義務者の理解を得られにくい面がある。
- 「法定外税」のうち「目的税」は、安定的、継続的な確保が可能で、受益と負担の関連性が明確であり、普通税と比べ、目的を明示しているため、納税義務者の理解を得やすい面がある。また、「入湯税の超過課税」と比べ、課税対象が多くなることから、必要な財政需要の規模に応じた制度を設計しやすい。



「地方税」について3つの視点から検討を行った結果、
「法定外目的税」が望ましい

（３）旅行者の観光行動から見た財源の比較検討

一般的な旅行者の観光行動である「入域」、「宿泊」、「入湯」、「交通機関利用」、「駐車場利用」、「飲食」、「土産購入」は、いずれも法定外税として考えられるものであることから、課税において不可欠である「課税対象の捕捉」の視点で、下図のとおり比較検討を行った。

■旅行者の観光行動から見た財源の比較

観光行動	課税対象	課税対象の捕捉	備 考
入 域	宮津市への入域行為	△ 入域手段は多岐にわたり、捕捉が難しい	入域税を導入しているのは、宮島など島への入域においてであり、入域手段が限定的である。
宿 泊	ホテルや旅館等への宿泊行為	○ 比較的捕捉が容易	当地域においては、市民が宿泊施設を日常利用することは希少
入 湯	鉱泉浴場における入湯行為		入湯税は既に導入済み
交通機関利用	交通機関（鉄道、バス、タクシー、船舶等）	△ 市民の日常利用と観光客の利用との区別が困難であり、捕捉が難しい	当地域は公共交通機関が少なく、市民が利用する頻度も多い。
駐車場利用	有料駐車場の利用		市街地中心部に位置するパーキングはままちや宮津駅前駐車場は、市民が利用する頻度も多い。
飲 食	飲食店等での飲食行為		飲食店等での飲食や小売店での土産品の購入は、市民の利用もある中、観光客の利用との区分と土産品と日用品の区分が困難。
土産購入	土産品の購入		

- 「入域」は、先行導入の事例として、廿日市市の宮島や沖縄県の諸島など島への入域が対象とされており、入域手段が船舶や航空機で限定的であるため成立しているが、本市への入域手段は、自家用車やバス、列車、さらには自転車など多岐にわたるため、対象の捕捉が困難である。
- 「宿泊」及び「入湯」は、ホテルや旅館等への宿泊や鉱泉浴場の利用であり、比較的捕捉が容易である。
- 「交通機関利用」、「駐車場利用」、「飲食」及び「土産購入」は、市民の日常利用と旅行者の利用との区別が困難であり、対象の捕捉が困難である。



旅行者の観光行動から見た財源について、「課税対象の捕捉」の視点から検討を行った結果、「**宿泊**」及び「**入湯**」が望ましい

（４）「入湯税の超過課税」と「宿泊税」の比較検討

これまでの検討により、本市において最有力である「入湯税の超過課税」と「宿泊税」について、「安定性・継続性」、「受益と負担」及び「収入規模の確保」の３つの視点で、下図のとおり比較検討を行った。

■「入湯税の超過課税」と「宿泊税」の比較

種 類		安定性・継続性	受益と負担	収入規模の確保	収入見込額
入湯税の超過課税	法定目的税	○ 安定的、継続的な確保が可能	○ 地方税法の規定により、税収を観光振興に要する費用に充当可能	△ 課税対象が入湯者に限られるため、対象施設が限定的であり、収入規模の確保が難しい。	1人当たり +200円とした場合は、 +6,000万円
宿泊税	法定外目的税	○ 安定的、継続的な確保が可能	○ 法定外目的税は、条例に目的と課税要件等を規定することにより、受益と負担を明確化	○ 宿泊施設への宿泊が対象となることから、入湯税の超過課税と比べ、必要な財政需要の規模に応じた制度設計が可能	1人当たり 200円とした場合、 +1億円超

- 「入湯税の超過課税」は、安定的、継続的な確保が可能であり、地方税法の規定により、税収を観光振興に要する費用に充当することができるものの、鉱泉浴場を有している施設が 32 施設と対象施設が限定的であることから、収入規模の確保が困難である。
- 「宿泊税」は、安定的、継続的な確保が可能であり、条例に目的、課税要件等を規定することにより、受益と負担を明確化することができ、対象となる宿泊施設が 100 を超えることから、入湯税の超過課税と比べ、必要な収入規模を確保しやすい。



「入湯税の超過課税」と「宿泊税」について、3つの視点から検討を行った結果、「宿泊税」が望ましい

(5) 導入すべき新たな観光財源

新たな観光財源を確保する手段としては、一定の財源規模を安定的かつ継続的に確保することができること、負担を求める対象者として観光による受益者を幅広く設定できることなどを考慮し、優位性が高いのは「地方税」であり、その内、観光振興の財源という用途を明確にすることにより、納税義務者にも理解を得やすいものとなることから、制度の運用についても比較的円滑に行うことが可能である「目的税」が望ましい。そして、課税対象の捕捉のしやすさや収入規模の確保の可能性から「宿泊税」を導入することが妥当である。

なお、宿泊者は、一般的にその滞在時間の長さから、宿泊のみならず、飲食、観光体験、物産購入など様々な消費行動を伴い、来訪客の中でも比較的高い消費能力があることから、宿泊者は、「宿泊税」を負担いただく「担税力」を有していると考ええる。

※担税力とは：税金を負担する経済的な力

- 一定の財源規模を安定的かつ継続的に確保することができること
- 負担を求める対象者として観光による受益者を幅広く設定できること

地方税

- 観光振興の財源という用途を明確にすることができること
- 納税義務者にも理解しやすいものとなること

目的税

- 課税対象の捕捉のしやすさ
- 収入規模の確保の可能性

宿泊税

■ 宿泊税導入による宿泊者数への影響（導入団体アンケート）

【参考：導入済47団体の状況※令和8年6月30日時点】

○回答数：43団体（施行から1年以上経過団体12団体中、11団体回答）

○影響あり：0団体 0%

○影響なし：12団体 28%（1年以上経過団体は、11団体中7団体 64%）

【理由】・減少していない(4) ・アンケート結果より確認(2) ・他の要因がある(3)

・宿泊税がかかるから旅行先から除外するとはならない(1)

・宿泊税導入前のアンケート調査では、回答者の81%が宿泊税を課税したとしても宿泊地の決定に影響はないと回答しており、宿泊税の導入は宿泊者数の大きな阻害要因とはならない(1)

・全国的に拡大傾向であり、旅行者が宿泊を控えるといった直接的な影響はない。インバウンド客からも問い合わせがない(1)

○わからない：31団体 72%（1年以上経過団体は、11団体中4団体 36%）

【理由】・宿泊者数の増減は複合的な要因によるものと考えられ、宿泊税の導入による影響を分析することが困難(2)

・導入時期が新型コロナウイルス感染症の拡大期と重なったため、純粋な税導入のみによる影響を分離して評価することが困難(2)

・導入後間もないため(23) ・不明(3) ・把握していない(1)

<委員の主な意見>

- 世界から選ばれる持続可能な観光地として、この地に住む、また生まれてくる子どもたちにも残すため宿泊税は必要である。
- 宿泊された方、今後宿泊される方、観光により迷惑を被る方のために宿泊税は目的意識をもって使うことが大切である。
- 宿泊税の使い方、またその検証ができるような体制づくりが必要である。
- 観光振興による受益者負担だけでなく、近年生じているオーバーツーリズムに係る原因者負担も考える必要がある。
- 宿泊税を導入したことにより、宿泊客が減少した事例はほぼなく、もしあるとすれば他の要因が強い。
- コロナ等有事の際には宿泊税頼みの事業はできないので、インフラ整備など基本的な行政サービスは、既存の財源を活用すべきである。
- 宿泊施設への宿泊客だけでなく、道の駅等に車中泊される方にも負担を求めるべき
- 負担の公平性の観点から宿泊客のみならず、日帰り客からの負担も考えるべき
- 日帰り客から観光税をとることは徴収方法から考えると不可能であり、多くの自治体が宿泊税を導入しているのは、徴税が可能であるからである。
- 宿泊税と入湯税が併存することになるので、その関係性を明確にするべし。
- 宿泊税が一般財源化されると、観光振興を重点化したいという目的から乖離するので目的税の方がよい。
- ごみ処理や鉄道維持に係る住民負担の軽減に、宿泊税を使うことは反対ではないが、宿泊客の増加に重点を置くべき。
- 福祉や教育などの市民サービスを維持し、観光施策をやっていくならば、新たな財源を確保する必要がある。
- 宿泊税を導入するのであれば、さらに宿泊客を増やすことで、宿泊を伴う観光を楽しんでもらうというまちづくりの方向性を示すことが大事
- 観光客の受入れと新たな観光施策の実施に係る費用の全てを宮津市民が負担するのではなく、受益者負担的な側面を考慮し、その一部について観光客に宿泊税として負担いただくのは十分合理性がある。
- 宿泊税を導入することの影響について、先行導入団体の状況を踏まえ丁寧に議論していくことが大事
- 宿泊税は全国的にも導入しているところが増えてきており、観光客の担税力の面から200円であれば問題ないと思うので導入してほしい。

第5 入湯税の活用

1 入湯税の導入の経過

昭和 34 年 4 月 1 日	入湯税の創設 税率 20 円
昭和 46 年 5 月 1 日	税率の改正 税率 40 円
昭和 50 年 6 月 1 日	税率の改正 税率 80 円
平成 11 年 4 月 1 日	税率の改正 税率 150 円
平成 19 年 4 月 1 日	「観光振興基金条例」施行

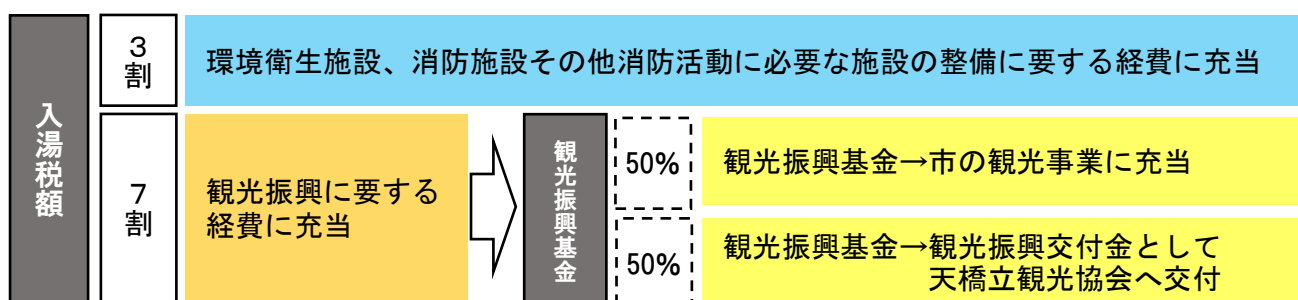
■総宿泊客数と入湯税額の推移

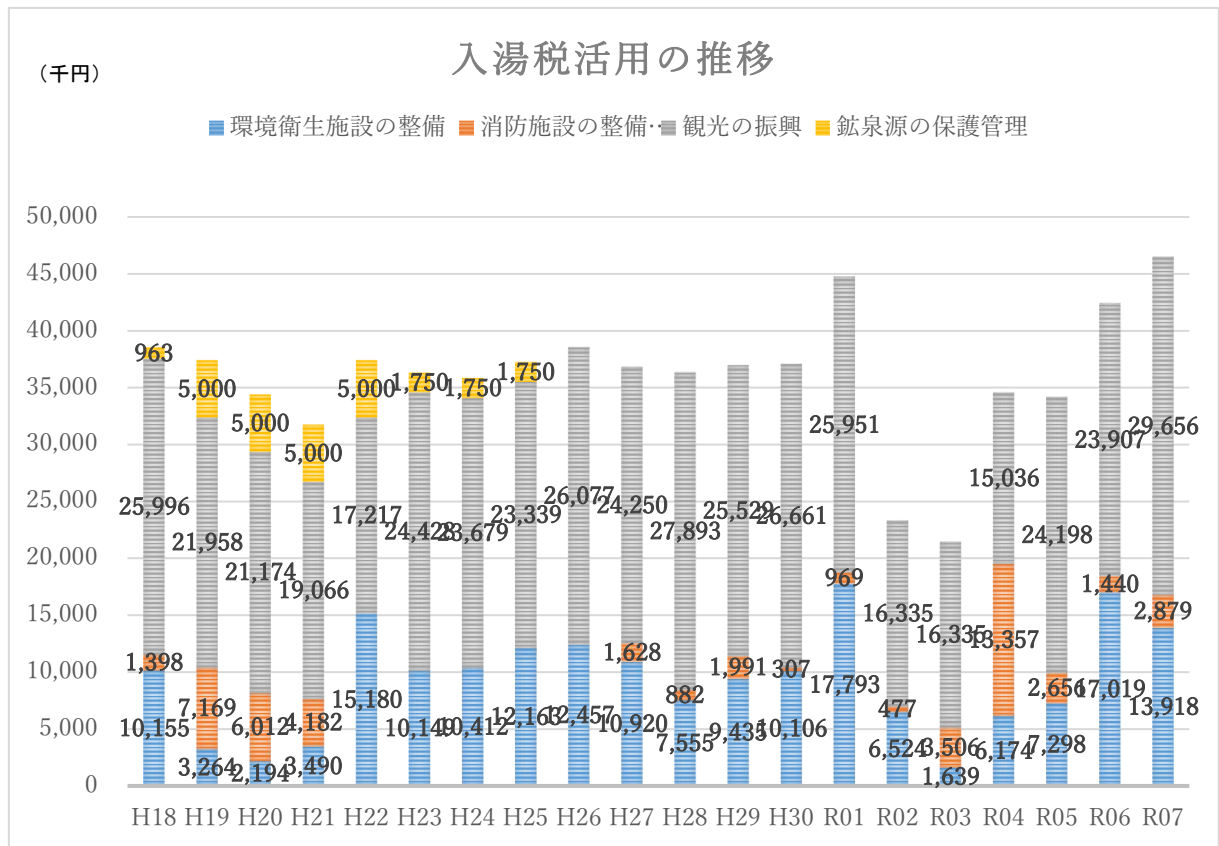
年度	総宿泊客数	入湯客数	入湯税額
R1	649,400人	281,009人	42,151,350円
R2	393,400人	148,823人	22,323,450円
R3	304,200人	143,203人	21,480,450円
R4	456,200人	230,449人	34,567,350円
R5	643,600人	227,678人	34,151,700円
R6	829,300人	282,439人	42,365,850円
R7	919,730人	309,687人	46,453,050円

2 入湯税の充当ルール

(1) 現行の充当割合の考え方

従前、地方税法に沿って、市の環境衛生施設、消防施設の整備及び鉱泉源の保護並びに観光の振興に要する費用に充てていた入湯税について、その使途をより明確にするため、平成 19 年に観光振興基金条例を施行し、入湯税の 7 割を観光事業に充てることとした。その際の考え方としては、基金条例制定時の過去 3 か年（H16～H18）において、観光事業と他の充当対象事業の使途割合平均値が、7：3 であったことによるものである。





■令和7年度入湯税総額：46,453千円 (単位：千円)

	事業名	事業内容等	事業費 総 額	一般財源	
				うち入湯税	
3 割	環境衛生施設整備事業	衛生施設の整備等	177,973	26,816	13,918
	消防施設等整備事業	消防車両の更新、消火栓・防火水槽等の修繕	6,772	5,548	2,879
7 割	観光振興基金積立金	観光振興基金への積立金（前年度入湯税額決算額の7割相当額を積立て、同一年度中に同額を観光振興事業に充当するために繰入れ）	29,656	29,656	29,656
	合計		214,401	62,020	46,453



■観光振興基金充当事業

充当事業名	充当額							備考
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
【市の観光振興事業に充当】							7,950	湾クラブ、燈籠流し花火大会、万博
海の京都DMO負担金	7,500	9,265	2,650	1,040	6,424	6,278	4,825	
天橋立観光協会観光案内事業		5,285	4,350	10,000	5,000	5,000	5,000	天橋立観光案内所人件費
天橋立観光協会情報発信事業	675	675		1,350	675	675	675	総合パンフレット作成等
その他の事業	5,450							R1:丹後観光情報センター補助事業 R7:花火大会補助・湾クラブ補助等・万博関連事業
宮津市観光振興交付金 (天橋立観光協会事業)	12,975	15,649	7,000		11,375	11,953	14,828	要綱①誘客推進事業・要綱③地域本部運営事業 HP等情報発信、みやづBAY花火実施、職員人件費など
	26,600	30,874	14,000	12,390	23,474	23,906	33,278	

（２）現行の入湯税における具体の使い方

①市が行う観光事業

主に、宮津燈籠流し花火大会開催支援、海水浴場運営事業、観光案内所運営事業などに充当し、誘客促進や観光客の受入環境整備などに活用されている。

②天橋立観光協会が行う観光事業

天橋立観光協会においては、組織体制の維持を図るほか、地域が実施する事業への支援や、個人旅行比率の高まりや SNS の普及等、多様化する旅行ニーズに対応した観光誘客事業等に活用することによって、組織体制や観光振興の維持・充実に努められている。泉源維持への活用については、天橋立温泉泉源施設の修繕が必要になったことから、天橋立観光協会から支援を行ったのをはじめ、平成 19 年度から平成 25 年度まで温泉組合に対する支援を実施された。

■泉源維持への活用

H19～H22（４か年）	天橋立温泉組合に対して毎年 500 万円（計 2,000 万円）を支援
H23	宮津温泉組合に対して 175 万円を支援
H24	湯らゆら温泉組合に対して 175 万円を支援
H25	府中温泉組合に対して 175 万円を支援

※H26～R7 までは泉源維持・保全事業の支出はない。

（３）入湯税の活用における課題

地域の温泉組合から泉源維持・保全に費用を要するため支援の要望があるが、平成 26 年度以降は、多様化する旅行ニーズに対応した情報発信や誘客事業等に取り組まれた中で、泉源維持に活用することなく現在に至る。



地方税法の趣旨を踏まえ、現行の使途割合（観光 7 割：観光以外 3 割）を前提として、観光 7 割分について泉源維持活用を含めた使途の再整理を行うことが望ましい

＜委員の主な意見＞

- 老朽化する泉源維持への対応として、入湯税を充てるべきである。
- 入湯税の中の一部を泉源維持に使うべきである。

第6 宿泊税を導入する場合の課税要件等

1 課税客体・課税標準・納税義務者

宿泊税における課税客体を「宿泊施設への宿泊行為」とした場合、「宿泊施設の形態にかかわらず、行政サービスを享受する程度は変わらないため、公平性の観点から、全ての宿泊者を対象とすることが望ましい」との考え方により、課税客体は「宮津市に所在する宿泊施設（民泊施設含む）への宿泊行為」、また、課税標準は、「行政サービスの享受の程度は、滞在期間（宿泊数）によるところが大きい」との考え方により、「宿泊施設への宿泊数」とし、納税義務者は「宿泊施設への宿泊者」とすることが望ましい。

2 特別徴収義務者・徴収方法・申告期限

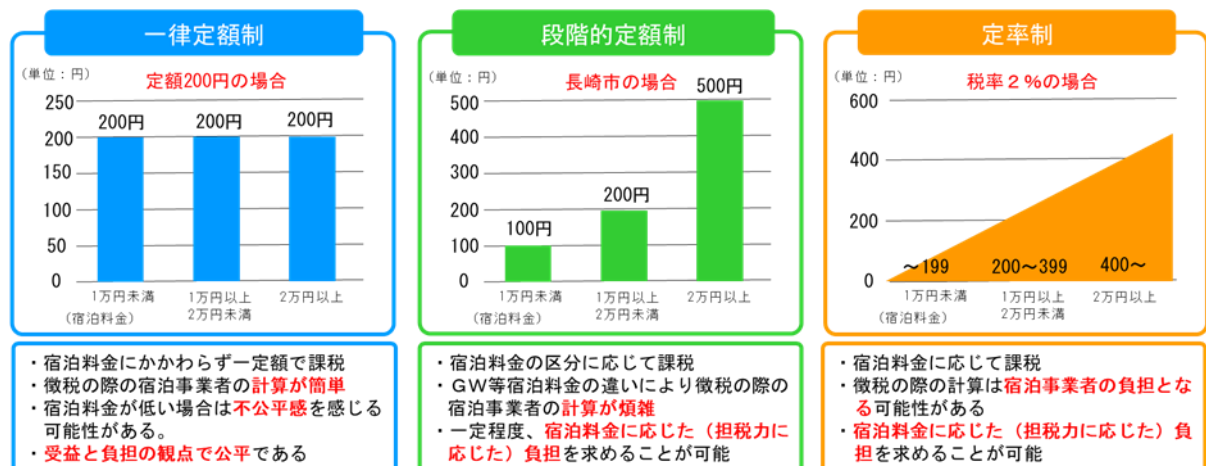
宿泊税の徴収方法は、宿泊者から市が直接徴収することは現実的ではないことから、宿泊事業者等が宿泊者から徴収し、納入する「特別徴収」とし、特別徴収義務者は、「宿泊事業者等」、また、徴収期限は、毎月期日までに前月の初日から末日までの間の分を申告・納入することとし、一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能なものとするのが望ましい。

3 税率（税額）・免税点

（1）税率（税額）の設定方法

宿泊税を導入している事例では、税率（税額）の設定方法を分類すると、どんな宿泊料金でも一律の税額とする「一律定額制」、宿泊料金の区分ごとに税額を設定する「段階的定額制」、宿泊料金に税率を乗じたものを税額とする「定率制」の3つの手法があり、宿泊税の計算方法の簡便さや負担の公平性、担税力などについて特徴が異なる。

■税率（税額）の設定方法の分類



特別徴収義務者となる宿泊事業者等の事務負担の軽減と宿泊者の理解の得やすさの観点から、簡素な制度とすることが望ましいこと、また、宿泊者が享受する行政サービスは、宿泊施設の種類や宿泊料金の高低にかかわらず一定であり、差が生じるものでないとの考え方により、「一律定額制」とすることが望ましい。

（２）税率（税額）の設定

令和８年度以降、「第２期宮津市観光戦略」に基づき、将来における持続的な観光地形成を目指して多様な観光需要に的確に対応していくため、12 ページの「実施すべき観光事業」を展開するのに「必要となる財源規模」を一定確保する必要がある。また、先行して宿泊税を導入している自治体の宿泊者数の規模・宿泊税の税率（税額）と本市の宿泊者数の規模のバランスを考慮することも重要であり、これらを総合的に勘案すると１人１泊当たり 200 円とすることが望ましい。

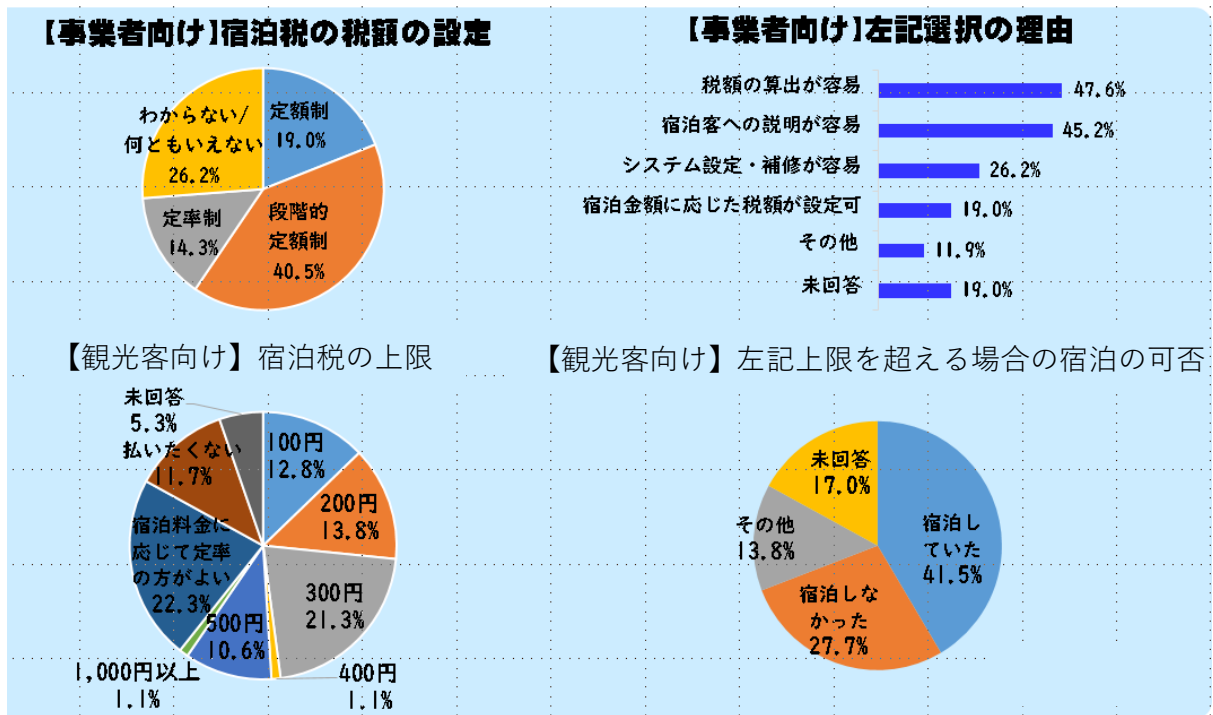
なお、この税率（税額）では、宿泊者数を令和 7 年の宿泊者推計値『年間 90 万人』とした場合、税収規模は、１年当たり約 1 億 8 千万円となり、「必要となる財源規模」を一定確保することができるものとするが、事業を実施するために必要な財源を確保できない場合は、適切な優先順位を設定し、実施していくべきと考える。

■宿泊税導入団体の状況（総務省同意 62 団体/令和 8 年 6 月 30 日時点）

		税率（税額）	宿泊税導入団体
A	B 一律定額制	150円	2 北九州市、松本市
B		200円	24 福岡県、広島県、常滑市、熱海市、小樽市、釧路市、北見市、網走市、仙台市、松江市、旭川市、帯広市、音更町、弘前市、岐阜市、鳥羽市、熊本市、阿智村、小清水町、宮崎市、盛岡市、稚内市、富士吉田市、富士河口湖町
C		300円	2 宮城県、長野県
D	E 段階的定額制	（最低）100円～200円（最高）500円未満	4 東京都、福岡市、高山市、下呂市
E		（最低）50円～300円（最高）500円～1,000円未満	12 大阪府、北海道、金沢市、長崎市、赤井川村、札幌市、富良野市、占冠村、新得町、留寿都村、湯河原町、軽井沢町
F		（最低）100円～200円（最高）1,000円～10,000円	6 京都市、ニセコ町、函館市、那須町、白馬村、洞爺湖町
G	H 定率制	1.2%	6 石垣市、宮古島市、本部町、恩納村、北谷町、名護市
H		2.0%	1 沖縄県
I		3.0%（右記※は道税を含む）	4 倶知安町※、苫小牧市※、北広島市※、山形市
J		5.0%	1 野沢温泉村

※令和 7 年国勢調査 黒字：5 万人以上 赤字：1 万人以上 5 万人未満 青字：1 万人未満 ※下線：都道府県、斜体：免税点設定

■宿泊事業者・観光客アンケート結果



(3) 免税点の設定

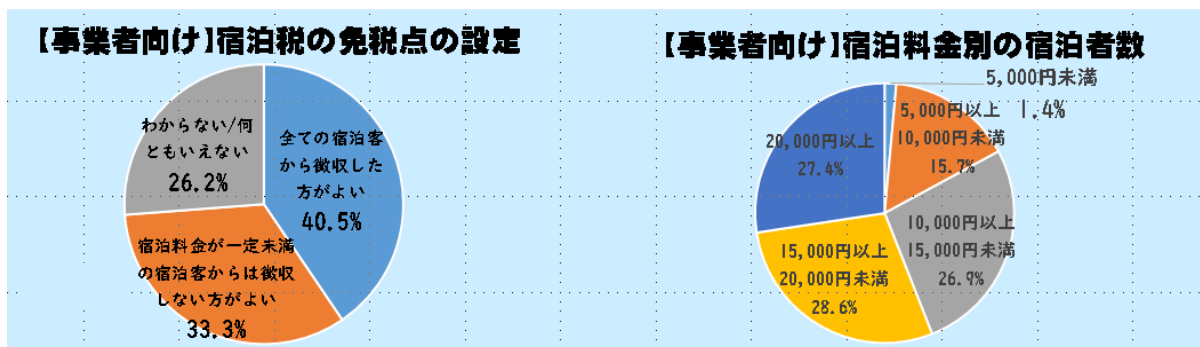
宿泊者が享受する行政サービスは、宿泊施設の種類や宿泊料金の高低にかかわらず、どの宿泊者も同様であり、宿泊税はその負担を均等に求めるものであることから、全ての宿泊施設の利用者に課税することとし、免税点は設けないことが望ましい。

■宿泊税導入団体の状況（総務省同意 62 団体/令和 8 年 6 月 30 日時点）

免税点の設定	宿泊税導入団体
1万円未満	1 東京都
8千円未満	1 赤井川村
6千円未満	9 宮城県、広島県、長野県 仙台市、軽井沢町、阿智村、白馬村、松本市、野沢温泉村
5千円未満	3 大阪府 金沢市、松江市
設定なし	48 福岡県、北海道、沖縄県 京都市、倶知安町、福岡市、北九州市、長崎市、ニセコ町、常滑市、熱海市、札幌市、小樽市、釧路市、北見市、網走市、高山市、下呂市、旭川市、帯広市、函館市、富良野市、音更町、占冠村、弘前市、岐阜市、鳥羽市、熊本市、新得町、留寿都村、那須町、湯河原町、小清水町、洞爺湖町、宮崎市、石垣市、宮古島市、本部町、恩納村、北谷町、盛岡市、苫小牧市、北広島市、稚内市、山形市、富士吉田市、富士河口湖町、名護市、

※令和7年国勢調査 黒字：5万人以上 赤字：1万人以上5万人未満 青字：1万人未満 ※下線：都道府県

■宿泊事業者アンケート結果



4 課税免除

次代を担う青少年を課税免除とすることは、将来のリピーター、宮津市ファンの獲得に繋がり、持続可能な観光まちづくりに資するものとなり得ること、また、入湯税に合わせることで宿泊事業者等の円滑な制度の運用が可能となることから、子ども、修学旅行及び学校行事を課税免除要件とすることが望ましい。

なお、子どもの年齢要件について、宿泊料金が子ども料金になる12歳未満に合わせることで、宿泊税を徴収する必要があるかどうかを容易に判断できる。宿泊事業者等の負担を軽減するため、「年齢12歳未満の者」を課税免除要件とすることが望ましい。

なお、外国大使等が任務遂行に伴い宿泊する場合の宿泊税については、消費税免除の取扱いに準じて免除するべきと考える。

■宿泊税導入団体の状況（総務省同意 62 団体/令和 8 年 6 月 30 日時点）

	課税免除の要件（パターン化）	宿泊税導入団体	備考
A	①修学旅行、学校行事 ②保育所、幼保連携型認定こども園行事	32 大阪府、宮城県、北海道、長野県 京都市、 俱知安町 、長崎市、 ニセコ町 、札幌市、小樽市、釧路市、北見市、 網走市 、 仙台市 、旭川市、帯広市、函館市、 富良野市 、 音更町 、 占冠村 、弘前市、 新得町 、 留寿都村 、 軽井沢町 、 阿智村 、 白馬村 、 小清水町 、松本市、 野沢温泉村 、苫小牧市、北広島市、 稚内市	
B	①修学旅行、学校行事	13 <u>広島県</u> 、 <u>沖縄県</u> 赤井川村 、松江市、 石垣市 、宮古島市、 本部町 、 恩納村 、 北谷町 、山形市、 富士吉田市 、 富士河口湖町 、名護市	
C	①年齢 ②修学旅行、学校行事 ③保育所、幼保連携型認定こども園行事	1 洞爺湖町	入湯税と整合
D	①年齢 ②修学旅行、学校行事	6 熱海市 、高山市、 下呂市 、岐阜市、 那須町 、 湯河原町	入湯税と整合
E	課税免除なし	10 <u>東京都</u> 、 <u>福岡県</u> 金沢市 、福岡市、北九州市、常滑市、 鳥羽市 、熊本市、宮崎市、盛岡市	

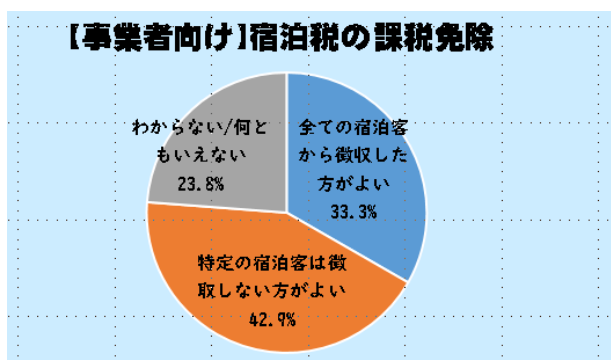
※令和7年国勢調査 黒字：5万人以上 赤字：1万人以上5万人未満 青字：1万人未満 ※下線：都道府県、斜体：免税点設定

(その他特徴的な課税免除要件)

	課税免除の要件		宿泊税導入団体	備考
①	・災害等による避難としての宿泊	2	熱海市、湯河原町	
②	・不登校児童生徒等を対象とし、教育の目的で主催する行事における宿泊	6	長野県 軽井沢町、阿智村、白馬村、松本市、野沢温泉村	
③	・日本中学校体育連盟の主催する大会に参加するための宿泊	7	沖縄県 石垣市、宮古島市、本部町、恩納村、北谷町、名護市	

※令和7年国勢調査 黒字：5万人以上 赤字：1万人以上5万人未満 青字：1万人未満 ※下線：都道府県、斜体：免税点設定

■宿泊事業者アンケート結果



5 課税期間（見直し期間）

総務省通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」において、「法定外税の課税を行う期間については、（中略）原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること」とされている。

社会情勢の変化や税源の状況、財政需要、納税義務者の負担等を勘案し、一定期間で見直すことは必要であることから、条例施行後3年、その後は5年ごとに見直すことが望ましい。

6 宿泊税導入に伴う入湯税課税要件の改正

法定税である入湯税により現行の標準税率で確保した上で、宿泊税により必要となる財源を確保すべきとの考えにより、入湯税税率の改正は行わないとすることが望ましい。

一方、入湯税課税免除の要件については、現行では「年齢15歳未満の者」としているが、宿泊税の導入を契機に、宿泊税の課税免除の要件である「年齢12歳未満の者」に合わせることで、宿泊事業者等の負担軽減に繋がり、円滑な制度の運用が可能となることから、入湯税の課税免除についても「年齢12歳未満の者」とすることが

望ましい。加えて、宿泊税では修学旅行及び学校行事も課税免除とすることから、同様の理由により、入湯税の課税要件もこれに合わせることを望ましい。

なお、宿泊税の導入に際しては、宿泊税と入湯税の使途の整理を行う必要があることから、入湯税の使途に関しては見直すべきであるとする。 (第5 入湯税の活用 (3) 入湯税の活用における課題 26 ページ)

7 特別徴収義務者への支援等

(1) 特別徴収交付金・システム改修費支援

アンケートの結果より「システム改修に係る経費の負担」や「申告や納入等の事務負担」の不安を抱える宿泊事業者等が多い状況であることから、特別徴収義務者の事務負担を考慮し、特別徴収交付金制度を導入することとし、導入初期における支援として、交付金の上乗せ若しくはシステム改修費への支援を行うことが望ましい。

■ 宿泊税導入団体の状況 (総務省同意 62 団体/令和 8 年 6 月 30 日時点)

	交付率	宿泊税導入団体
A	2.5%	42 東京都、大阪府、福岡県、宮城県、広島県、北海道、長野県、沖縄県 金沢市、 倶知安町 、福岡市、北九州市、長崎市、常滑市、 熱海市 、 赤井川村 、札幌市、小樽市、釧路市、北見市、 網走市 、仙台市、松江市、旭川市、 占冠村 、岐阜市、 鳥羽市 、 留寿都村 、 軽井沢町 、 阿智村 、 白馬村 、 小清水町 、 洞爺湖町 、松本市、 野沢温泉村 、 宮崎市 、 石垣市 、宮古島市、 本部町 、 恩納村 、 北谷町 、 盛岡市
B	3.0%	6 京都市、高山市、 下呂市 、 富良野市 、 那須町 、湯河原町
C	3.5%	1 弘前市
D	4.0%	1 熊本市
E	5.0%	2 ニセコ町 、函館市
F	なし	3 帯広市、 音更町 、 新得町

※令和7年国勢調査 黒字：5万人以上 赤字：1万人以上5万人未満 青字：1万人未満 ※下線：都道府県、斜体：免税点設定

■ 宿泊事業者アンケート結果

宿泊税導入の際の負担や支障、その他不安な点 (n=42)						回答いただいた総数(42)に対する割合	
区分	全体	ホテル	旅館	簡易宿所	民泊		
システム改修に係る経費の負担	25	3	9	11	2	システム改修に係る経費の負担	59.5%
申告や納入等の事務負担	29	2	11	14	2	申告や納入等の事務負担	69.0%
スタッフの研修	10	2	3	4	1	スタッフの研修	23.8%
宿泊者への説明	30	1	12	14	3	宿泊者への説明	71.4%
宿泊者の減少	16	0	6	9	1	宿泊客の減少	38.1%
宿泊者からのクレーム	13	0	5	7	1	宿泊者からのクレーム	31.0%
その他	4	0	1	1	2	その他	9.5%

宿泊税導入の際のシステム導入や改修等の必要性 (n=42)					
区分	全体	ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
必要あり	8	0	4	4	0
必要ありだが経費は分からない	20	2	8	8	2
必要なし	2	0	0	2	0
わからない	12	1	2	7	2
計	42	3	14	21	4

（２）宿泊税の周知

アンケートの結果より「宿泊者への説明」の不安を抱える事業者が多いことから、宿泊事業者等の負担を軽減しながら宿泊客の理解を得るための取組を行うことが望ましい。

■想定される宿泊税周知に係る取組

宿泊事業者向け宿泊税の手引の作成・説明会の実施

- 課税対象の判断や徴収から申告・納入までの具体的手続などを説明した宿泊事業者向けの宿泊税の手引を作成し、宿泊事業者向け説明会を実施

宿泊税に係る宿泊客向け周知媒体の製作・配布

- 宿泊税周知用の広報媒体を作成し、宿泊施設等で掲示・配架
(候補媒体)
 - ・ポスター
 - ・リーフレット
 - ・三角ポップ
 - ・ポケットティッシュ
- 市のホームページで宿泊税に係る制度を掲載（宿泊施設等のホームページからのリンク）

<委員の主な意見>

- 宿泊税の導入については、宿泊料金が安価なところは死活問題であるので、導入する場合はケアが必要である。
- この地域を世界に認められるような観光地にするため、来られる全てのお客様から応援という意味での費用を少しだけいただいて、それをみんなで活用して、また循環させていくべき。
- 宿泊料金は日によって変わるので、現場サイドで考えると、一律定額制がよい。
- 観光振興のため、本当にその費用がどうしてもこれだけ必要だということであるならば、宿泊料金によって税額を設定することもあり得る。
- 結論を出す前に、宿泊事業者等に丁寧に説明をするべき。
- 宿泊税の導入に当たっては、システム変更などお金がかかることになるので支援はすべき。
- 宿泊税を活用した事業であるということが、納税者にも伝わるように取り組んでいけるのがよい。
- 宿泊者の方、納められる方に、明確にその根拠を説明できる制度でないといけない。
- 宿泊税の仕組み、意義、課題等について、多くの人に知ってもらうことが大事である。
- （宿泊事業者個別説明を行った結果）明確に賛成、反対という意志を示された方は非常にわずかで、どちらでもないという方が大勢の中、条件付きで賛成の方が多かったのであれば、どんな制度設計をすることが皆にとっていいのかというところに軸足を置いて検討していけばよい。
- できるだけ皆さんが受入れやすい、わかりやすいということを考えると、全国的にも200円が一番多いというところで、200円が一番よい。
- 宿泊客が享受する行政サービスは一律であることから、免税点を設ける必要はない。
- 免税点を設けないのが先行導入団体を見ても一般的であるので、設けない方向でよい。
- 課税免除について、入湯税と合わせ、修学旅行等を対象とするのは良い。
- 課税免除の年齢要件について、独自の措置は行わない。
- 課税免除の年齢要件について、入湯税の課税免除に合わせ、15歳未満とする。
- 課税免除の年齢要件について、入湯税の課税免除を15歳未満から12歳未満に改正し、宿泊税の課税免除を12歳未満とする。
- 特別徴収交付金制度について、宿泊事業者をできるだけ支援するようなものとされたい。
- 宿泊事業者の協力なしには税制が機能しないので、特別徴収義務者にとって過度な負担となる制度にならないようにすべき

第7 法定外税に対する同意基準への適合

1 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

法定外税の新設又は変更を行う場合は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得る必要がある。地方税法の規定では、「総務大臣は、道府県又は市町村から、法定外目的税の新設又は変更をしようとする協議の申出を受けた場合には、次のいずれかが該当すると認める場合を除き、これに同意しなければならない」とされている（地方税法第261条、第671条、第733条等）。

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- (3) 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

上記「法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準」に係る総務省通知により整理したものを以下に示す。

(1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること

① 課税標準

実質的に見て国税又は他の地方税と課税標準が同じにならないようにすること。

② 住民（納税者）の負担

納税者の担税力、納税者の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、納税者の負担が著しく過重とならないようにすること。

(2) 地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること

当該税が、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の物流に重大な障害を与えないようにすること。

(3) (1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

課税の目的、内容及び方法、納税者の担税力、納税者の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については、当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないものとする。

平成 13 年度に東京都が宿泊税を導入する際に総務省が判断した内容を以下に示す。

■ 東京都宿泊税における同意又は不同意に際しての総務省判断（平成 13 年度同意）

	不同意要件	同意又は不同意に際しての判断
①	国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること	・ 宿泊税と同様に宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）があるが、宿泊税と消費税等では課税標準が明らかに異なっている。 ・ また、課税の趣旨、目的等に照らしても実質的に課税標準が同じであるとは考えられない。 ・ 宿泊行為 1 回につき 100 円若しくは 200 円の税負担は宿泊料金の 1 % 程度以下であり、負担が著しく過重とはいえない。
②	地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること	・ 宿泊客は、物の流通には当たらないことから、2 号要件には該当しない。
③	①、②を除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと	・ 宿泊税が影響を与えるような「国の経済施策」は存在しないことから、3 号要件には該当しない。

税率以外は、本市の場合と同様であり、また、本市の税率についても 1 人 1 泊 200 円であり、宿泊税を先行して導入している事例を見ると同等程度であることから、いずれの不同意要件にも該当しないものと推察できる。

2 法定外税の検討に際しての留意事項

法定外税の検討に当たっては、以下のとおり国から留意事項が示されている。

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解の上、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、③法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、②税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、③その税収入を確保できる税源があること、①その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、③徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、③原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第 259 条第 2 項、第 669 条第 2 項及び第 731 条第 3 項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成 16 年 5 月 19 日総税企第 73 号）を踏まえて意見聴取を実施すること。

総務省自治税務局長通知の「法定外税の検討に際しての留意事項」については、本報告書で整理した箇所を以下に示す。

留意事項の内容	参照箇所
①税収入を必要とする財政需要があるか	「第3 観光振興に資する財源確保の必要性」中「3 実施すべき観光事業と必要となる財源規模」 (12～14 ページ)
②税以外により適切な手段がないか	「第4 観光財源の負担のあり方」中「3 観光財源確保へ向けた財源の検討」 (18～23 ページ)
③ ・目的、対象等から見て適当な税、期間であるか ・税収入を確保できる税源があるか ・徴収方法が適当であるか (課税要件)	「第6 宿泊税を導入する場合の課税要件等」 (27～33 ページ)

以上のことから、本市が導入する場合における「宿泊税」は、法定外税として総務大臣の同意基準に適合しているものと推察できる。

第8 まとめ（提言）

本検討委員会では、宮津市を取り巻く観光に関する課題を踏まえ、新たな事業や既存事業の拡充を実施することの必要性和観光客の来訪が起因となり生じる行政需要の存在を確認した。

これらへの対応として新たな観光財源を確保することが必要であるとの認識の下、宮津市において実施すべき観光事業や財源の規模、確保する財源の種類及び使途、課税の対象、税率等を中心として、多様な視点から検討を行った。

これまでの会議における議論の内容を踏まえ、本検討委員会では以下のとおり宮津市に提言する。

1 宿泊税を手段とする妥当性

新たな観光財源を確保する手段としては、一定の財源規模を安定的かつ継続的に確保することができること、負担を求める対象者として観光による受益者を幅広く設定できることなどを考慮し、優位性が高いのは「地方税」であり、その内、観光振興の財源という使途を明確にすることにより、納税義務者にも理解を得やすいものとなることから、制度の運用についても比較的円滑に行うことが可能である「目的税」が望ましい。そして、課税対象の捕捉のしやすさや収入規模の確保の可能性から「宿泊税」を導入することが妥当である。

2 宿泊税の導入目的

日本三景「天橋立」をはじめとした豊かな自然環境を保全し、歴史・文化など固有の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実を図るとともに、市民生活と調和した地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策を推進するために、宿泊税を導入するものである。

3 実施すべき観光事業の考え方

観光客の滞在時間の延長や宿泊客数を増やす取組に重点を置くことにより、観光消費額を押し上げ、第7次宮津市総合計画に掲げる「満足度の高い選ばれる観光地としてにぎわいにあふれ、持続可能な観光まちづくりにより地域社会と観光が共生する活気のあるまち」の実現が可能となる。

宮津市において実施すべき観光事業は、第2期宮津市観光戦略及び今後の観光振興に係る「取組方針（案）」に基づき実施されるもので、市や民間団体・事業者が一体

となつて実施することにより、観光客の受益に繋がる「観光客の満足度向上に資する事業」と、観光客の増加が要因となり、市民生活における行政サービスに追加して必要となる「観光と市民生活との調和に資する事業」があり、両方の事業を欠くことなく継続的に実施していくことが必要である。

なお、実施に当たり、「観光客の満足度向上に資する事業」については、宮津市観光戦略推進チーム等の観光事業者等や宮津市が協議を行い、「観光と市民生活との調和に資する事業」については、宮津市を中心に事業の具体化を進め、観光客（宿泊者）のみならず、宿泊事業者をはじめとする観光関連の事業者や地域住民など「三方よし」となるよう総合的な視点で観光まちづくりを行うことが必要である。

今後の観光振興に係る取組方針（案）

- サービス向上・消費拡大
- プロモーションの強化
- 受入環境の整備
- 観光施策推進体制の充実

4 実施すべき観光事業の規模

宮津市において実施すべき観光事業の規模は、既存事業と新規事業を合わせると、総額では約 2.7 億円となり、これから既存事業の財源である国府支出金や一般財源を差し引くと、現時点で約 2 億円規模の財源が新たに必要となる。なお、事業の実施に当たっては、新たに確保された財源の規模によって、適切な優先順位を設定し、実施していくべきである。

5 宿泊税の課税要件等について

宿泊税の課税要件等については、宮津市における観光の現状や今後の方向性を踏まえた上で、宿泊事業者等との意見交換や宿泊客も含めたアンケート結果を参考としながら、必要となる財源規模と負担のあり方などを総合的に勘案して、以下の要件とすることが適当である。

項 目	要 件
課 税 客 体	宮津市に所在する宿泊施設（民泊施設含む）への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）
納 税 義 務 者	宿泊施設への宿泊者
課 税 標 準	宿泊施設への宿泊数
税 率	一律定額制 1 人 1 泊につき 200 円
免 税 点	設けない。
課 税 免 除	・年齢 12 歳未満の者 ・修学旅行又は学校行事を目的とする小学校、中学校及び高等学校等の団体客

徴 収 方 法	特別徴収 ・特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。
特 別 徴 収 義 務 者	宿泊事業者等 ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
申 告 期 限	毎月期日までに前月の初日から末日までの間の分を申告・納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能
課 税 期 間 （見直し期間）	条例施行後3年、その後は5年ごとに見直す。
そ の 他	特別徴収義務者の事務負担を考慮し、特別徴収交付金制度を導入し、導入初期における支援として、交付金の上乗せ若しくはシステム改修費への支援を行うことが適当である。また、併せて宿泊税の理解を得るための取組を実施することが適当である。

※なお、入湯税の課税要件については、税率の改正は行わず、課税免除の要件については、宿泊税に合わせることが望ましい。（充当事業の見直しは行う。）

以上、宮津市において宿泊税を導入する際は、以下の点に留意されることを求める。

- 特別徴収義務者である宿泊事業者等に丁寧の説明を行い、理解を求めるとともに、納税義務者である宿泊客にも広く周知に努めること
- 宿泊税の活用については、第7次宮津市総合計画に基づき、実施するべき取組の方向性や優先順位を明確にした上で、PDCAサイクルにより行うとともに、宿泊税を活用した取組実績を広く周知すること
- 社会情勢の変化や税源の状況、財政需要、納税義務者の負担等を勘案し、当初3年、以後は5年ごとに宿泊税に係る制度の見直しについて検討を行い、所要の措置を講じること

最後に、以上の提言を踏まえた上で、宿泊税を活用した効果的な施策を展開することにより、来訪者（宿泊者）が増え、これにより確保した宿泊税を活用して更なるサービスの提供に繋げる「税源涵養」の機能が発揮され、来訪者（宿泊者）だけでなく、市民にとっても満足度が向上する、持続可能な仕組みとなることを期待する。

また、本検討委員会における検討に際し、ご協力をいただいた関係の皆様方に厚く御礼申し上げます。

令和●年●月
宮津市宿泊税検討委員会

参考 1 宮津市宿泊税検討委員会 委員名簿

(敬称略)

選出区分	所属・役職	氏 名	備考
学識経験を有する者	大阪府立大学 名誉教授	たなか おさむ 田中 治	委員長
学識経験を有する者	京都府立大学 教授	かわかつ たけし 川勝 健志	委員長職務代理者
市民及び事業者	一般社団法人京都府北部地域 連携都市圏振興社 天橋立地域本部 本部長代理	いのうえ よしゆき 井上 悦幸	
市民及び事業者	宮津天橋立観光旅館協同組合 理事長	いくせ ひでまる 幾世 英磨	
市民及び事業者	簡易宿所経営者	いのうえ しんや 井上 真哉	
市民及び事業者	宮津商工会議所 専務理事	やまぐち たかゆき 山口 孝幸 (R8. 6. 30 交代) むくひら ともひろ 椋平 智博	
市民及び事業者	株式会社 J T B 京都中央支店 観光開発プロデューサー	てらうち きみこ 寺内 貴美子	
市民及び事業者	宮津市自治連合協議会 副会長	あじみ ゆたか 味見 豊 (R8. 5. 8 交代) かめい やすしげ 亀井 泰成	
市民及び事業者	宮津市地域女性の会 会長	くろおか よしこ 黒岡 芳子	

※委嘱期間：令和 7 年 4 月 21 日～令和 9 年 3 月 31 日

オブザーバー

(敬称略)

所属・役職	氏名
京都府総務部理事（自治振興課長事務取扱）	やまもと しげき 山本 茂樹

事務局

○市民環境部（税務・国保課）、産業経済部（商工観光課）、企画財政部（財政課）

参考2 宮津市宿泊税検討委員会設置要綱

宮津市告示第51号

宮津市宿泊税検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市宿泊税検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 宮津市の持続可能な観光地づくりに向けて、宿泊税に関する検討を行うため、宮津市宿泊税検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 宿泊税の導入に関すること

(2) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 宿泊事業者

(3) 観光事業者

(4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、税務担当課及び観光振興担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

宮津市告示第116号

宮津市宿泊税検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月25日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市宿泊税検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市宿泊税検討委員会設置要綱（令和7年告示第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

参考 3 宮津市宿泊税検討委員会 設置後の経過

時 期	開催回	主な議題等
令和 7 年 5 月 19 日		・天橋立観光協会、宮津天橋立観光旅館協同組合からのヒアリング
5 月 29 日	第 1 回	・宮津市の観光の現状と今後の展開 ・観光財源の検討 ・宿泊事業者及び観光客アンケート（案の確認）
6 月～7 月		・宿泊事業者及び観光客アンケートの実施
6 月 22 日		・天橋立観光協会、宮津天橋立観光旅館協同組合からのヒアリング
7 月 11 日	第 2 回	・入湯税の活用 ・財源確保の目的 ・実施すべき観光事業・必要となる財源規模 ・観光財源の負担のあり方 ・宿泊事業者及び観光客アンケート（中間報告）
8 月 20 日		・宮津天橋立観光旅館協同組合からのヒアリング
8 月 27 日		・天橋立観光協会からのヒアリング
8 月 28 日	第 3 回	・実施すべき観光事業・必要となる財源規模 ・宿泊税を導入する場合の課税要件等 ・特別徴収義務者への支援等 ・宿泊事業者及び観光客アンケート（結果報告）
9 月 29 日		・宿泊事業者説明会の開催（37 事業者 46 名参加）
10 月 17 日	第 4 回	・宿泊事業者説明会の開催結果報告 ・今後の進め方
令和 8 年 2 月 3 日 ～6 月 8 日		宿泊事業者個別説明 （114 事業者を対象とし 32 事業者に実施）
7 月 6 日	第 5 回	・宿泊事業者個別説明の結果報告 ・第 2 期観光戦略を踏まえた観光財源の使途 ・新たな観光財源 ・負担のあり方（免税点、課税免除等）
8 月 5 日	第 6 回	・導入すべき観光財源 ・負担のあり方（税率、免税点、課税免除、特別徴収義務者への支援等）
9 月 30 日	第 7 回	・宮津市宿泊税検討委員会報告書（案）

参考4 宿泊事業者・観光客へのアンケート結果

宿泊事業者アンケート調査結果（令和7年6月～7月）報告

- ・6月6日に市内宿泊事業者119事業者に郵送（うち6事業者は返送）
- ・回答数：42件（回答率37%）※以降回答数をnと表示

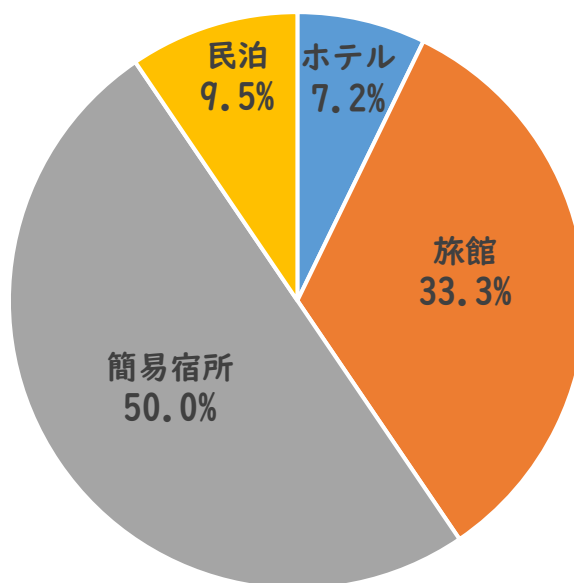
1 施設について

（1）施設の種別

問 旅館業法に基づく営業の『種別』をお教えてください。住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の場合は『民泊』を選択してください。（あてはまるもの1つに○）

(n = 42)

区分	回答数	割合
1. ホテル	3	7.2%
2. 旅館	14	33.3%
3. 簡易宿所	21	50.0%
4. 民泊	4	9.5%



（2）施設の名称（非公表）

問 営業許可に基づく営業施設の『名称』をお教えてください。民泊の場合は『登録番号』をお教えてください。

（3）施設の客室数及び収容人数

問 貴施設の『客室数』および『収容人数』についてお教えてください。

○客室数 (n = 42)

区分	回答数	割合
～5室	20	47.6%
6～10室	13	30.9%
11～25室	2	4.8%
26～50室	3	7.1%
51～100室	2	4.8%
101室～	1	2.4%
未回答	1	2.4%

○収容人数 (n = 42)

区分	回答数	割合
～10人	16	38.1%
11～20人	11	26.2%
21～50人	6	14.3%
51～100人	3	7.1%
101～200人	3	7.1%
201人～	1	2.4%
未回答	2	4.8%

(4) 部屋の有無及び延べ宿泊者数

問 貴施設における下表の宿泊料金区分に該当する部屋の有無について教えてください。
また、可能な範囲で宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数について教えてください。
※宿泊料金につきましては、食事代や消費税等を除くいわゆる「素泊まり料金」とし、
年間もしくは月平均等把握できる範囲でご回答ください。

○部屋の有無

(n = 42)

区分	全体	内訳			
		ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
5,000 円未満	7	—	—	7	—
5,000 円以上 10,000 円未満	24	2	7	11	4
10,000 円以上 15,000 円未満	10	3	3	4	—
15,000 円以上 20,000 円未満	7	3	4	—	—
20,000 円以上	12	3	6	3	—

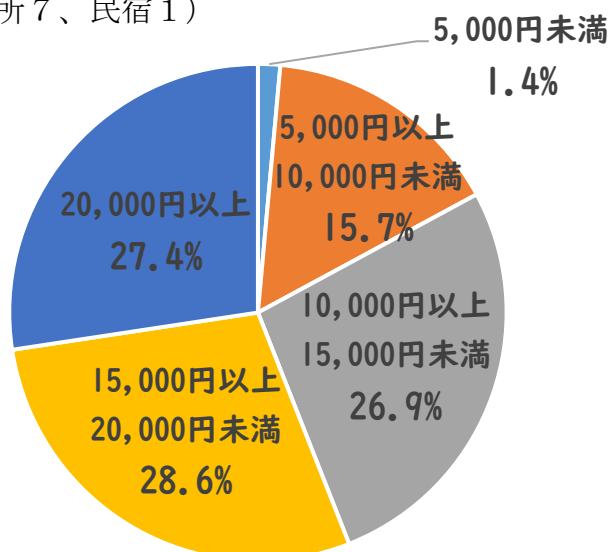
※複数回答

○延べ宿泊者数

(n = 42)

区分	全体	内訳			
		ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
5,000 円未満	3,599	—	—	3,591	8
5,000 円以上 10,000 円未満	39,046	12,000	23,262	3,482	302
10,000 円以上 15,000 円未満	67,047	62,000	3,976	1,071	—
15,000 円以上 20,000 円未満	71,226	61,600	9,626	—	—
20,000 円以上	68,257	21,600	46,597	60	—
区分不明	25,202	23,000	1,200	1,002	—
計	274,377	180,200	84,661	9,206	310

※未回答 9 (旅館 1、簡易宿所 7、民宿 1)



(5) 連絡先等 (非公表)

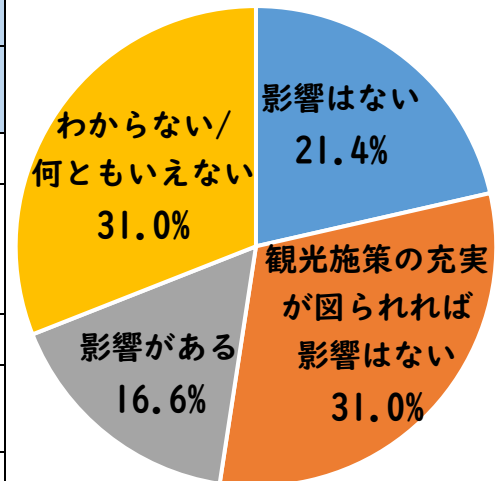
2 宿泊税について

(1) 宿泊税の影響

問 宿泊税を導入した場合、宿泊者数などへの影響について、どのように考えますか。
(あてはまるもの1つに○)

(n = 42)

区分	全体	内訳			
		ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
影響はない	9	1	4	4	—
税を財源として観光施策の充実が図られれば影響はない	13	2	7	3	1
影響がある	7	—	2	4	1
わからない/何ともいえない	13	—	1	10	2
計	42	3	14	21	4



○「1. 影響はない」の回答理由

- ・税金なので、仕方がないと考えるため。

○「2. 税を財源として観光施策の充実が図られれば影響はない」の回答理由

- ・利用者がメリットを感じられれば影響はない。
- ・市の運営にプラスとなるのであれば観光客から税をいただくのは良いと思われます。市民からはこれ以上税収を増やせないと思うので。
- ・公平なものは受入れて頂ける客層
- ・京都市や大阪市などもすでに徴収しており、これらの税収が観光施設の改善のために利用されるのであれば理解は得られるものと理解します。
- ・地域が活性化すれば人がより集まると思うので。
- ・宿泊税を観光施策に特化し、お客様に還元できる様活用できれば問題はない。逆に観光施策以外に使用された場合は影響がある。
- ・近年宿泊税にお客様は、違和感がないのでは。
- ・支払った宿泊税が明確な使用用途が示されれば影響はないかと。
- ・観光に特化しお客様に還元できる様に。

○「3. 影響がある」の回答理由

- ・安価が売りの宿でもあり、客数が減ると思います。
- ・特に平日は丹後地域での出張利用のお客様もいらっしゃるもので、一円でも安くお泊まりになりたい方は宮津に限らず宿泊税のない他の地域を選ばれる可能性が高くなる。現在は地域毎に宿泊料金を検索可能なので、繁忙期にも懸念される。
- ・単価が低い宿であるので、料金が上がると売上に影響がある。
- ・出張ビジネスのお客様からは貰えない。
- ・安価でご提供している事の妨げになる。
- ・宿泊料金を安価に設定しているから予約獲得に繋がっているが、少しでも金額が上がると影響すると思う。
- ・今は物価が上がっている（特に食品）ので旅行をひかえる方が多くなった。

○「４．わからない/何ともいえない」の回答理由

- ・提携予約先があるから。
- ・宿泊税の金額にもよるのではないかと。利用者（お客様）に対して還元されている実感がなければ納得されないだろう→減る可能性有り。
- ・実績値がないため。
- ・宿泊者の満足度には影響があると思うが宿泊者数の増減にまで影響がでるかは分からない。
- ・宿泊税の額によって、多少影響はでてくると思う。
- ・5,000円～10,000円の宿泊客はできるだけ安さを求めているので、少しでも金額が上がると、どう感じられるのか不安。
- ・現段階でも予約数が少ないためコスト削減をし宿泊金額を下げようとしている中、宿泊税もとなると影響がないとは言えない。

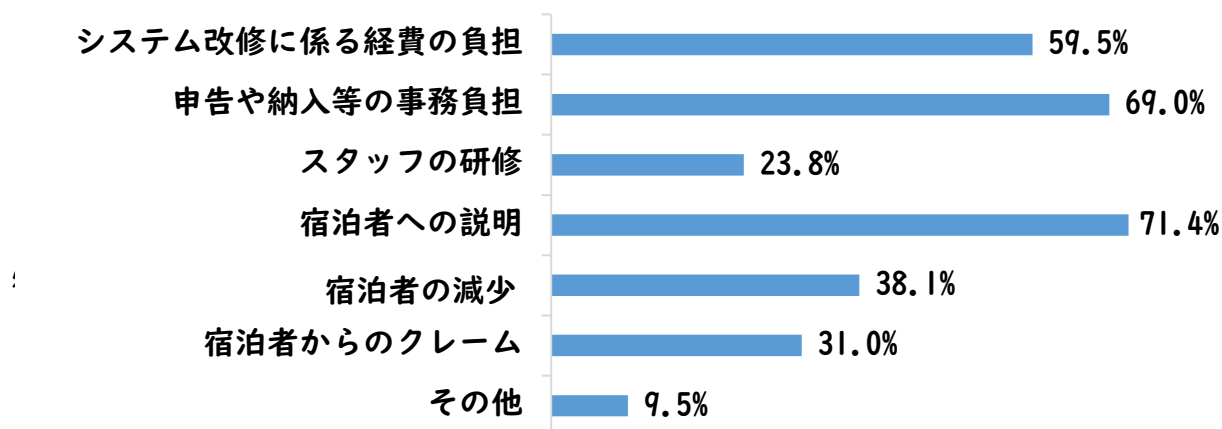
（２）負担や支障、その他不安な点

問 宿泊税を導入する場合に想定される負担や支障、その他不安な点はどのようなものがありますか。（あてはまるもの全てに○）

（n = 42）

区分	全体	内訳			
		ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
システム改修に係る経費の負担	25	3	9	11	2
申告や納入等の事務負担	29	2	11	14	2
スタッフの研修	10	2	3	4	1
宿泊者への説明	30	1	12	14	3
宿泊者の減少	16	—	6	9	1
宿泊者からのクレーム	13	—	5	7	1
その他	4	—	1	2	1

※複数回答



○その他の回答

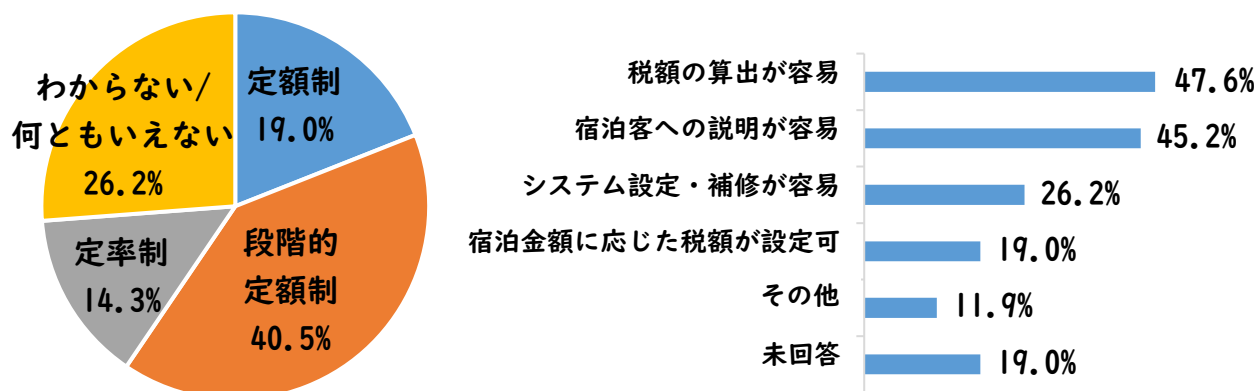
- ・予約提携先では回収できない。ゲストから集金できない。
- ・個人経営の宿で担当者は一人で全てをこなす為。
- ・宿泊税を直接徴収しなければいけないのか。それとも宿泊料金と合算して徴収すればよいのか。そのあたりがよくわからない。
- ・カード決済による負担

(3) 宿泊税の税額の設定

問 宿泊税を導入することになった場合、宿泊税の税額の設定はどのような形が適切と考えますか。(あてはまるもの1つに○)

(n = 42)

区分	全体	内訳			
		ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
宿泊料金に関係なく同じ税額の方がよい：定額制	8	1	3	4	—
宿泊料金を区分し、税額に差をつけた方がよい：段階的定額制	17	1	7	7	2
宿泊料金に定率を乗じた税額がよい：定率制	6	1	4	1	—
わからない／何ともいえない	11	—	—	9	2
計	42	3	14	21	4



(4) 【問(3)】で回答した理由

問 【問(3)】で回答した理由をお教えてください。(あてはまるもの全てに○)

(n = 42)

区分	全体	内訳			
		ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
税額の算出が容易	20	2	7	10	1
宿泊客への説明が容易	19	2	9	7	1
システム設定・補修が容易	11	2	6	2	1
宿泊金額に応じた税額が設定できる	8	1	6	1	—
その他	5	—	—	3	2
未回答	8	—	1	6	1

※複数回答

○その他の回答

- ・税に反対だから答えようがない。
- ・税には反対
- ・ほとんどが一泊で食事提供もなく、ゲストと会う機会がない。付加価値が少ない。
- ・税収入が上がり観光等に還元される方がいいけれど、宿的には簡易的な計算が良い。
- ・分かりやすい。

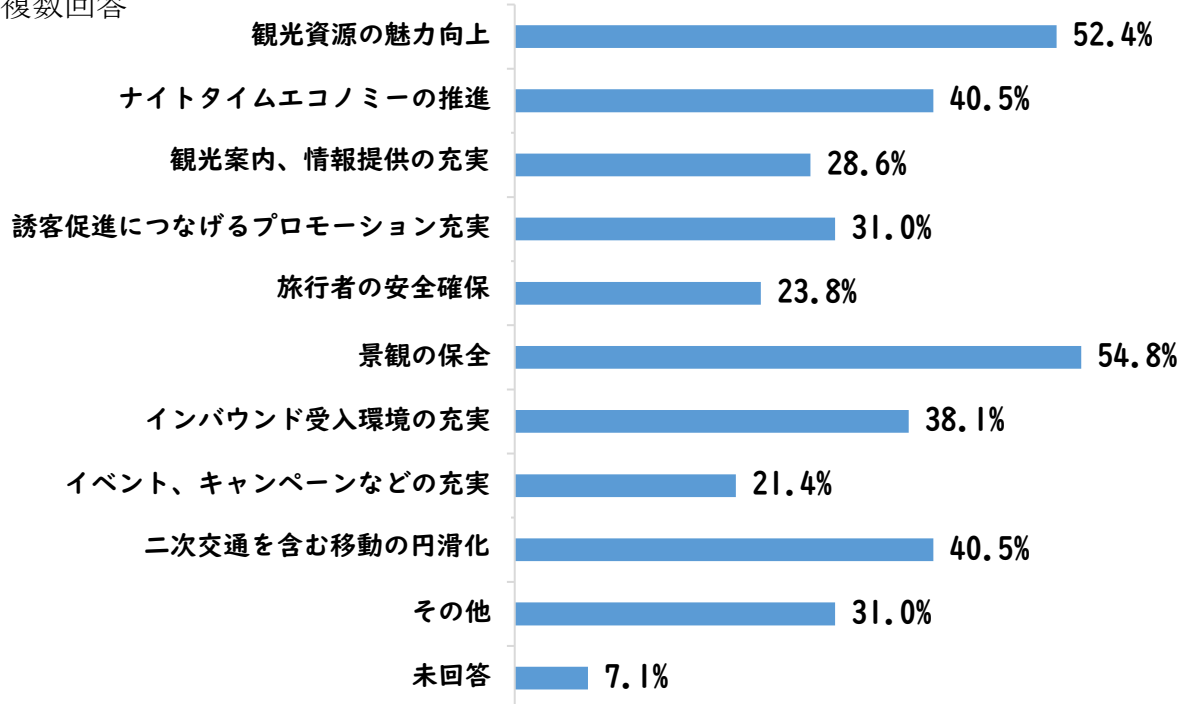
(5) 宿泊税の使い道

問 宿泊税の使い道として望ましいと思うものをお教えてください。(あてはまるもの全てに○)

(n = 42)

区分	全体	内訳			
		ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
観光資源の魅力向上	22	3	9	10	—
ナイトタイムエコノミー（夜の賑わい、イベントなど）の推進	17	1	9	6	1
観光案内、情報提供の充実	12	2	4	5	1
誘客促進に繋げるプロモーション充実	13	1	7	4	1
旅行者の安全確保	10	1	4	5	—
景観の保全	23	2	7	12	2
インバウンド受入環境の充実	16	1	9	6	—
イベント、キャンペーンなどの充実	9	—	5	4	—
二次交通を含む移動の円滑化	17	2	8	5	2
その他	13	1	6	5	1
未回答	3	—	—	2	1

※複数回答



○その他の回答

- ・宿泊税を納める宿への補助金等の支援
- ・各施設の改修等の補助金とする。
- ・観光地の財源維持
- ・市街地から離れた場所の交通手段の充実、バス廃止路線の復活
- ・開業してから、宮津市から開業時の設備費をコロナ対策で頂いたが、その他は全く恩恵を受けていない。
- ・観光資源が日中の天橋立しか無いイメージ（THE 昔の観光地感）が強い。宮津を二度三度以上訪れたい場所にしたい。

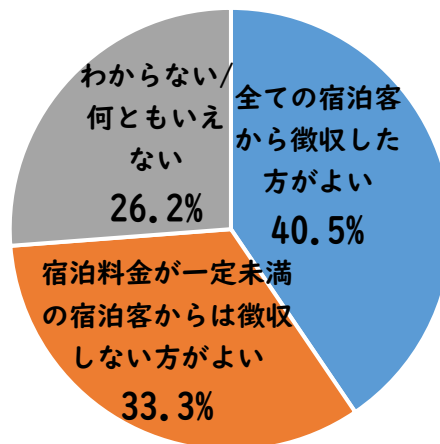
- ・現段階では宿泊税導入は反対の立場ですが、もし導入することになったら地域格差を感じない対応をして欲しい。天橋立・文珠エリアだけが手厚く感じるが多々あるため。
- ・運営（観光協会）側の優秀な人材の確保、観光事業者の人材確保の施策、大雪等で電車がストップした時の施策など
- ・天橋立でやった京都フォニーのような宮津市に来るためのイベント
- ・人材確保の施策
- ・宿の設備等

（６）宿泊税の免税点

問 宿泊料金が一定額未満（例えば 5,000 円未満や 10,000 円未満など）の宿泊客から宿泊税を徴収しないことについて、どのように考えますか。

（n = 42）

区分	全体	内訳			
		ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
宿泊料金によらず、全ての宿泊客から宿泊税を徴収した方がよい	17	1	10	5	1
宿泊料金が一定額未満の宿泊客からは宿泊税を徴収しない方がよい	14	1	3	7	3
わからない／何ともいえない	11	1	1	9	—
計	42	3	14	21	4



○「１．宿泊料金によらず、全ての宿泊客から宿泊税を徴収した方がよい」の回答理由

- ・同じサービスを受ける為、区別、差別は無くす。
- ・税額を分けてでも全員から徴収した方が納得感がある。
- ・環境保全や二次交通の充実を希望しているのは、どのお客様やどのお宿にとっても必要なので、高単価の宿だけが負担すべきではない。
- ・段階的定額にすれば金額設定における格差はそれほど生まれないと思います。例えば 100 円や 150 円の宿泊税を取るとして、それを理由に宿泊をやめるような判断はしないのではないのでしょうか。
- ・税金であるため公正が求められる。税率にもよるが 1～3 % くらいならその税率が払えない又は払いたくない客層がいるとも思えない。
- ・エリアの ADR 下落
- ・基本的には宿泊税には反対ですが、導入することになるなら全ての宿泊者から徴収した方が宿泊者の理解が得られやすいと思います。
- ・安い高いは関係無い。宿泊者は宿泊者
- ・その場所を応援するという気持ちだと思うので、全ての人からの方が良い。感謝と応援

○「２．宿泊料金が一定額未満の宿泊客からは宿泊税を徴収しない方がよい」の回答理由

- ・低所得者でも、やっとの思いで旅行に来られている方からの徴収は反対です。
- ・高い料金のお客様は気にしないが、安い料金のお客様は影響がある。
- ・観光目的のお客様はほとんど無いから。
- ・そもそも宮津にお越し頂くお客様は何を目的としてご利用されるかを考慮しその魅力を発信して頂き、より多くの集客に繋がる事を考えると税金は必要ない。
- ・観光案内パンフ等も充実していないし観光協会等も積極的な協力推進などが見られない。ゲストもほとんどが恩恵を受けていない。
- ・ほとんどの宿泊先の料金が変動するため、リーズナブルな閑散期はゲストの負担にならないような建て付けの方が良いように思う。
- ・宿泊費の安い民泊なので、税金を入れると高くなる。
- ・負担感が大きい。
- ・乳幼児は、いいか考える。
- ・5,000 円～10,000 円の宿泊客はできるだけ安さを求めているので、少しでも金額が上がると予約数が減りそう。
- ・去年に比べると物価が上がり客足が遠のく状態なので、これ以上の負担は好ましくない。

○「３．わからない／何ともいえない」の回答理由

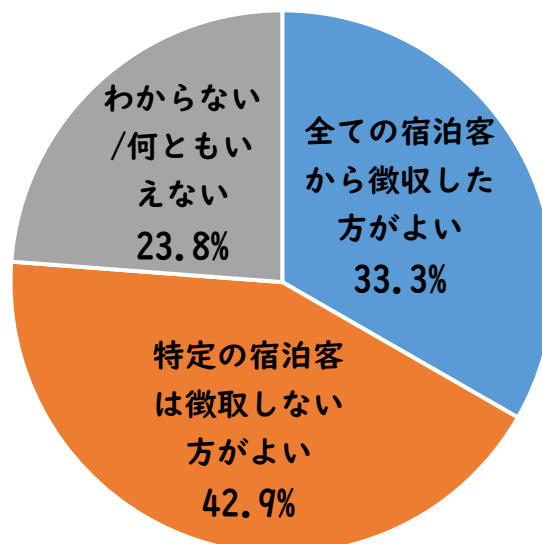
- ・仕事や少しでも安く泊まりたいゲストからすれば払いたくない心理が働くだろうが、払ってもいいと思ってもらえる宿であらねばならない。
- ・税額によると思います。
- ・ビジネスでの宿泊のお客様からの徴収は、必要なのだろうか。

（７）宿泊税の課税免除

問 特定の宿泊客（修学旅行に参加する学生・引率者など）から宿泊税を徴収しないことについて、どのように考えますか。

(n = 42)

区分	全体	内訳			
		ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
全ての宿泊客から宿泊税を徴収した方がよい	14	1	4	8	1
修学旅行等の特定の宿泊客は宿泊税を徴収しない方がよい	18	1	10	5	2
わからない／何ともいえない	10	1	—	8	1
計	42	3	14	21	4



○「１．全ての宿泊客から宿泊税を徴収した方がよい」の回答理由

- ・差別、偏見は止めるべき。又、他地域への真似は止めるべき。一般客と同じサービスを地域で受ける為
- ・税額を分けてでも全員から徴収した方が納得感がある。
- ・環境保全や二次交通の充実を希望しているのは、どのお客様やどのお宿にとっても必要なので、高単価の宿だけが負担すべきではない。
- ・団体であれば人数によって段階的定額にするのも良いのではないかと思います。何人までは1組1,000円でさらに何人までは2,000円のような。
- ・税金はある一定の料金からは取るべき。
- ・もしも導入される事になった場合には、なぜ修学旅行に参加する学生・引率者などが特別扱いを受けるのか意味がわからない。
- ・教育旅行であればこそ観光税がどのように設定され使用されているかの説明も社会勉強として必要と思う。
- ・差別化が難しい。
- ・基本的には宿泊税には反対ですが、導入することになるなら全ての宿泊者から徴収した方が宿泊者の理解が得られやすいと思います。
- ・例えば、100人以上での団体割引とか。

○「２．修学旅行等の特定の宿泊客は宿泊税を徴収しない方がよい」の回答理由

- ・修学旅行は教育の一環としての旅行です。また、未就職でもあり未収入者からの徴収は反対です。
- ・当店は旅行者はほとんど無い。
- ・学生、その親御さんの負担にはしない方が望ましいように思う。
- ・教育業界へのイメージ向上のため。
- ・他地区でもそうだと思うし。
- ・学生からは税金を取る事ないと思う。
- ・教育に関しては徴収しない方が良い。
- ・入湯税と同じ対応でいいと思う。
- ・学生などは少しでも安価で来てもらい、リピーターや移住に繋げるほうが良いと思う。
- ・学生さん達からは、徴収しないかわりに、情報の発信をお願いする方が良いと思う。
- ・教育旅行、スポーツ合宿、大会等、お客様が学生の場合は対象外とする。

○「３．わからない／何ともいえない」の回答理由

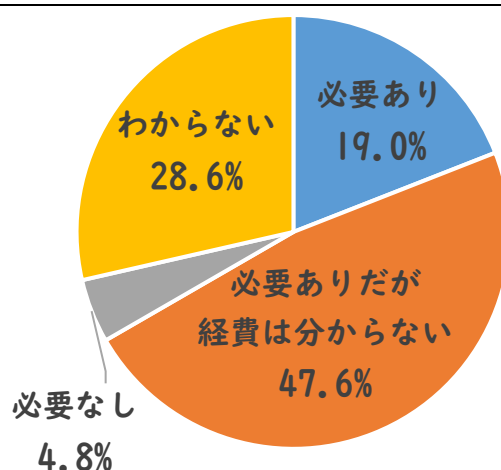
- ・宿泊客が見込めない。
- ・修学旅行生は多数いるのでしょうか。税について考える機会にもなればいいのか。

(8) システム導入や改修等

問 宿泊税を導入する場合、宿泊施設に特別徴収事務（宿泊税を徴収し、宮津市に申告納入を行うこと）をお願いする予定ですが、その場合、システム導入や改修等が必要になるか教えてください。

(n = 42)

区分	全体	内訳			
		ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
必要あり	8	—	4	4	—
必要ありだが経費は分からない	20	2	8	8	2
必要なし	2	—	—	2	—
わからない	12	1	2	7	2
計	42	3	14	21	4



(9) 必要経費

問 【問(8)】で「必要あり」と回答された場合は、その経費はどの程度になると見込まれるか具体的にお教えてください。

○回答

- ・個人経営で1人で全てこなしており、複雑化になり多忙を極めることが想像つく。
- ・システム変更の経費、徴収申告納入にかかる手間と人件費等は想定できない。
- ・請求書や領収書に新しい項目を増やしたり、申告や納税といった作業が経費・費用とはまた別の仕事が増えるので税の導入には二の足を踏むかもしれません。
- ・告知の為のホームページの変更や経理ソフトなどの変更で費用がいくら掛かるのかわからない。
- ・詳細は分からないがシステム改修は必要で費用の発生の可能性はあると思われる。
- ・手間がかかる。
- ・ホテルシステムのバージョンアップ

(10) キャッシュレス決済の手数料

問 キャッシュレス決済が普及する中で、現在お支払いされている手数料について教えてください。

○回答

- ・1～5% ・1.4～3.8% ・1.5～3% ・2～3% ・2～5% (3事業者) ・2.18～3.74%
- ・2.4～3.5% ・2.48～4.5% (2事業者) ・2.48～5.00%
- ・2.5～3.0% (今後は3.5%以上の導入も検討) ・2.5～3.25%
- ・2.5～3.5% (4事業者) ・2.5～3.9% ・2.95%～3.24% ・3% (2事業者)
- ・3～5%ぐらい ・3～10% ・3～13% ・3.95% (2事業者) ・5% ・5～10%
- ・10～15% ・20～25% ・40～60%

3 自由記述

- ・宿泊税をとるなら、入湯税は廃止すべき。お客様にとっては2重に取られてる感覚になる。宮津市の宿泊者の減少に繋がる。
- ・観光旅館でないので導入に納得できない。差別化して検討して下さい。
- ・どんな形にしても税金を取るのはいくら以上必要なく、国や市はもっと節税をして下さい。
- ・宮津へ観光された方からの評判はあまり良くない。果たして宿泊税を取れるレベルなのか不安。インバウンドなどの自然増に乗っかるのはどうかと思う。
- ・キャッシュレス決済をご利用のお客様が増えているなかで、税の支払い(入湯税、宿泊税)も合わせて精算している為キャッシュレス決済手数料が(微々たる金額ですが)上がるのが少し辛いです。
- ・観光税徴収についてまずは低い税率ではじめてみて、透明性と税収の利用は観光施設の改善(特にトイレや案内所など)観光客から目に見える場所に掲示してアピール(宝くじ号などのように)すれば理解は進むと思います。宮津市の人口が減る中で観光に頼る財政であれば観光のために使っていることを見せる事と修学旅行などの研修旅行にもその税金が必要な理由と仕様の仕方を教える事も大事かと思われます。
- ・宿泊税導入には反対です。たとえ数百円でもお客様に負担を強いることになり、旅の始まりからお客様に小さな不満を持たせてしまいます。宿としても利益になるわけでもなく、逆に手続きなどが増えることは大変なストレスです。導入を目指すなら税をとることで何がどれだけ良くなるかの使途を明瞭にして、事業所の手間とコストを極限までなくして、全ての旅行者に理解してもらえらる伝え方が最低限必要だと思います。
- ・持続的なイベントがあると、お客様も定着してくれるかなと。単発のイベントはどうしてもムダもあるし、なかなか他方からはこれないかなと。京都からのバスが便利なのをあまり知られていない。電車は高くて時間がかかる。もちろん車の人は多いが。
- ・まだゲストハウスをオープンしたばかりでありわかりません。
- ・導入に賛成。宮津市の観光産業の向上に期待する。
- ・特定の業種から税金をとることは大反対です。他の職種と何らの特別な理由もなく区別し課税しようとする事は、税の公平に反すると思います。

観光客アンケート調査結果（令和7年6月～7月）報告

- ・ 6月19日に市内観光案内所3か所に日本語版・英語版を配置
- ・ 回答数：94件※以降回答数をnと表示

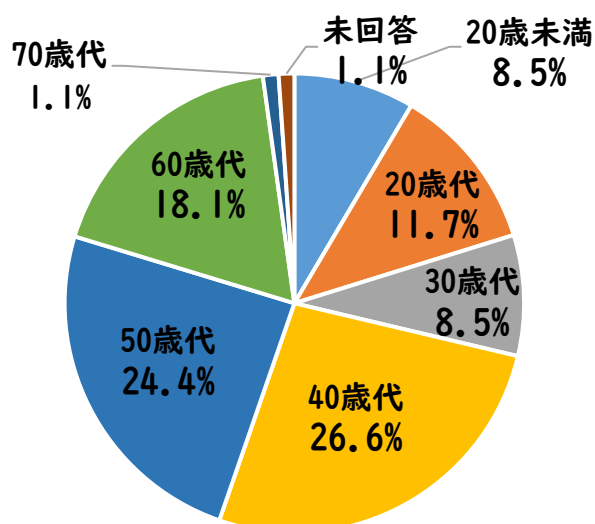
1 あなたについて

（1）年代

問 年代について教えてください。（あてはまるもの一つに○）

（n = 94）

区分	回答数	割合
20歳未満	8	8.5%
20歳代	11	11.7%
30歳代	8	8.5%
40歳代	25	26.6%
50歳代	23	24.4%
60歳代	17	18.1%
70歳以上	1	1.1%
未回答	1	1.1%



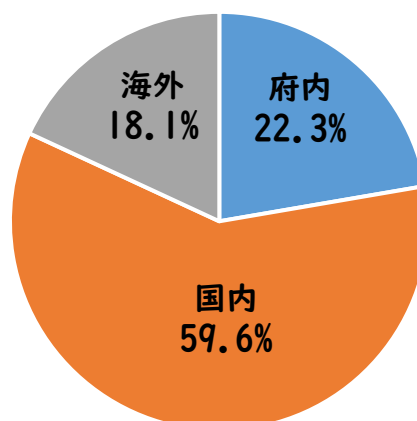
（2）お住まい

問 どちらからお越しですか。

（n = 94）

区分	回答数	割合
府内	21	22.3%
国内	56	59.6%
海外	17	18.1%

京都8、宇治1、福知山1、舞鶴5、京丹後1、与謝野2、府内3
 茨城1、東京3、埼玉4、神奈川5、石川4、愛知7、岐阜1、福井1、滋賀2、兵庫7、大阪15、奈良1、島根1、香川2、佐賀1、未回答1
 Germany2、China1、Hong Kong3、Taiwan3、USA2、HAWAII1、Singapore2、未回答3

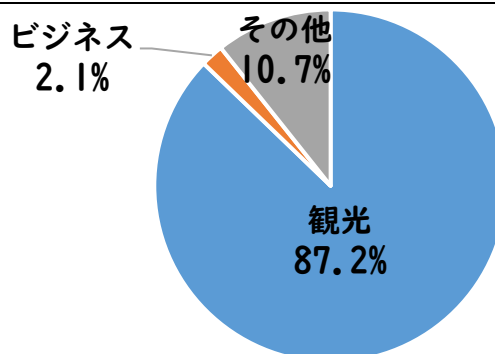


(3) 来訪目的

問 主な来訪目的について教えてください。(あてはまるもの一つに○)

(n = 94)

区分	回答数	割合
観光	82	87.2%
ビジネス	2	2.1%
その他	10	10.7%



○その他の回答 (うち未記載 3)

- | | |
|------------------|----------|
| ・道の駅のスタンプをおすため：2 | ・道の駅めぐり |
| ・Working Holiday | ・参拝のため：2 |
| ・買い物 | |

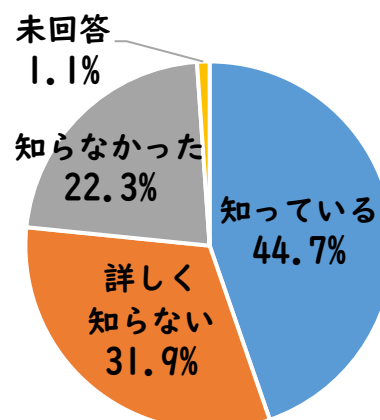
2 宿泊税について

(1) 宿泊税について

問 宿泊税について知っていますか。(あてはまるもの一つに○)

(n = 94)

区分	回答数	割合
知っている	42	44.7%
聞いたことはあるが、詳しく知らない	30	31.9%
知らなかった	21	22.3%
未回答	1	1.1%

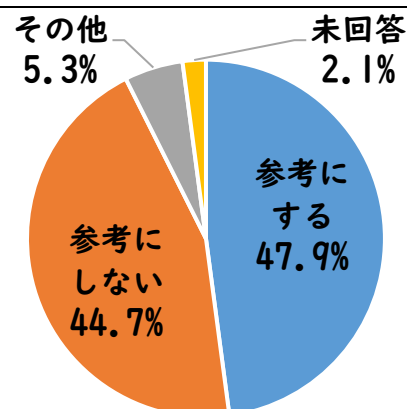


(2) 宿泊税を参考にするか

問 宿泊先を決める際に、宿泊税が必要になるかどうかは参考にしますか。(あてはまるもの一つに○)

(n = 94)

区分	回答数	割合
参考にする	45	47.9%
参考にしない	42	44.7%
その他	5	5.3%
未回答	2	2.1%



○その他の回答

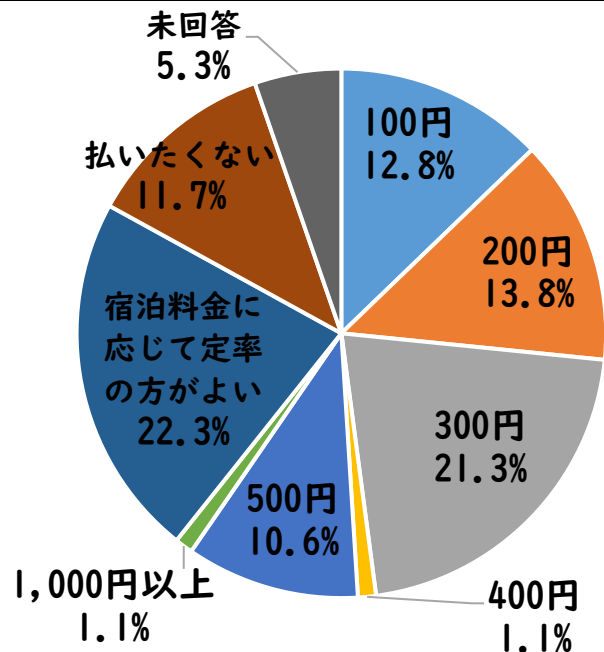
- | | | |
|-----------------------------------|----------|---------|
| ・特に考えた事はなかった。 | ・泊まらない：2 | ・金額による。 |
| ・場所によっては観光を心地よくするためには必要だと思って考えない。 | | |

(3) 宿泊税の上限

問 宿泊税について、支払ってもよいと思える金額の上限をお教えてください。

(n = 94)

区分	回答数	割合
100 円	12	12.8%
200 円	13	13.8%
300 円	20	21.3%
400 円	1	1.1%
500 円	10	10.6%
1,000 円以上	1	1.1%
宿泊料金に応じて定率の方がよい	21	22.3%
払いたくない	11	11.7%
未回答	5	5.3%

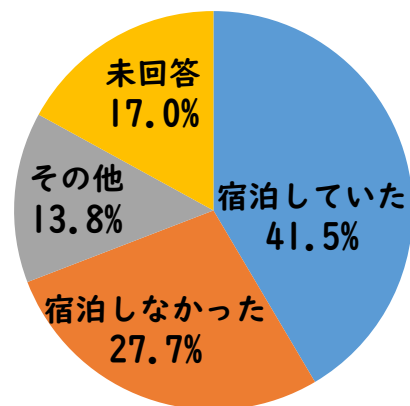


(4) 払ってもよいと思える上限を超える宿泊税が課せられた場合の宮津市への宿泊

問 【問(3)】で回答された金額を超える宿泊税が課せられていた場合、宮津市に宿泊されていましたか。(あてはまるもの一つに○)

(n = 94)

区分	回答数	割合
宿泊していた	39	41.5%
宿泊しなかった	26	27.7%
その他	13	13.8%
未回答	16	17.0%



○その他の回答 (うち未記載3)

- ・外国人なら払うが、日本に住んでいたら払わないだろう。
- ・わからない。 ・その時に考える。 ・宿の金額による。 ・宿泊したことがない。
- ・泊まってない。 ・宿泊料とのかね合いによる。 ・選択したホテルによる。
- ・時と場合による。 ・払いたくないを選択しているので答えられない。

●「宿泊しなかった」を選択した方の【問(3)】の内訳

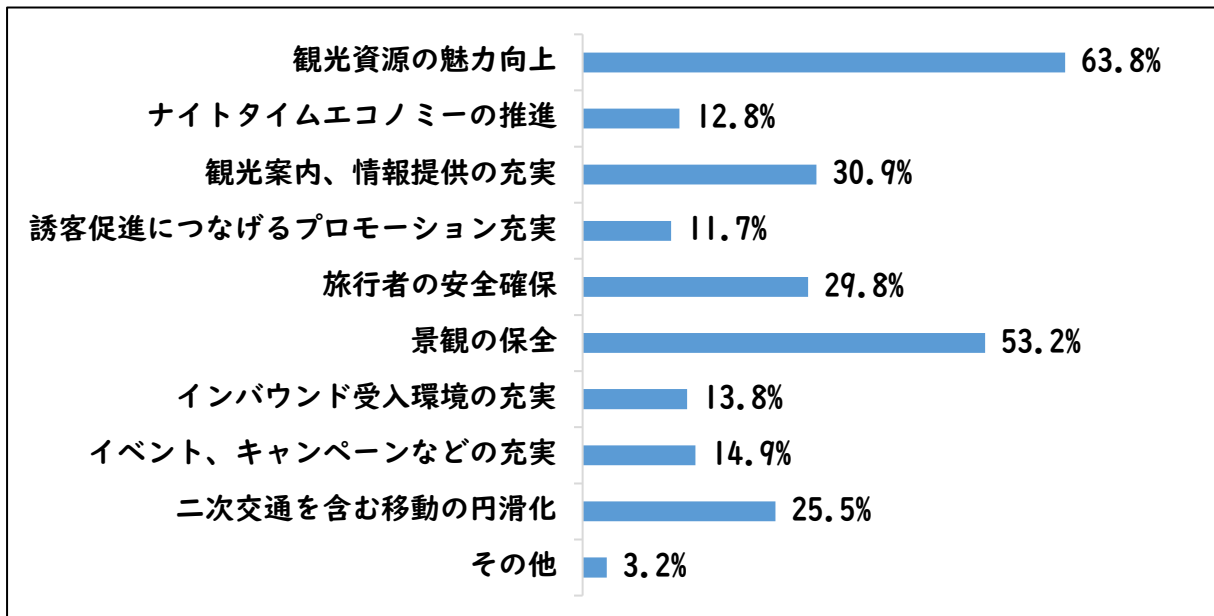
- ・100 円：1 人 3.8% ・200 円：3 人 11.5% ・300 円：3 人 11.5%
- ・500 円：4 人 15.5% ・1,000 円以上：1 人 3.8%
- ・宿泊料金に応じて定率の方がよい：8 人 30.8% ・払いたくない：6 人 23.1%

(5) 宿泊税の使い道

問 宿泊税の使い道として望ましいと思うものをお教えてください。

(あてはまるもの全てに○)

(n = 94)



※複数回答

○その他の回答

・駐車場を増やす。 ・次世代の自然を育てる。

3 自由記述

- ・きれいな街です。 ・東京と比べてきれいでのどかな町でした。
- ・毎日おつかれさまです。宿泊税いいように使ってもらえたら支払う方としてはうれしいです。よろしくお願いします。
- ・今日は訪れることができて幸せです。景観が失われないように、税はかかってもお願いします。
- ・すごくきれいな町なので、もっとすばらしくしてほしい。観光地は大事にしていきたいと思いますので。
- ・天橋立ビューランド、伊根湾観光船、籠神社の3ヶ所を午前中に回りました。とても良いと感じました。マリンリゾートも良さそうなので、また楽しみたいと思います。
- ・優しく対応していただきありがとうございます。 ・税は住民のために使用すべき。
- ・宿泊施設の設備改善 ・鉄道をもっと便利に。
- ・浜町国道交差点 舞鶴方面から右折ができるよう改良願いたい。
- ・1泊400円を超えない。 ・インバウンドからとって日本人はとらない。

参考5 宮津市の観光・宿泊税導入に関するアンケート調査結果

広報みやづ2025年12月号で呼びかけ

- ・受付期間 令和7年12月～令和8年3月
- ・回答者数 53件

市 民 の お 知 ら せ

税

未来の宮津市のために「宿泊税」の検討を始めています

今後、人口減少が進む中で、地域の活力を保つには、観光やレジャーなどで宮津を訪れる「交流人口」の力が欠かせません。そのため、観光は、「外貨（市外からのお金）」を稼ぎ出す重要な産業であり、この力を未来のまちづくり活かすことが求められています。

将来にわたり「選ばれる観光地」であり続けるため、そして観光と市民生活が調和したまちづくりを進めるため、新たな観光財源（宿泊税）の検討を始めました。

市民の「暮らし」を守り、観光の「質」を高める。その両立のために。

観光の質 市民の暮らし

宮津市の観光は、日帰り客が約8割を占めることから、観光客一人あたりの消費単価は近隣市町や京都市と比べると低い水準にあります。更なる消費拡大を図るために滞在時間を延ばすなど、観光の「質」を高めていくことが課題となっています。

一方で、観光客の増加は、交通渋滞や公共交通の混雑、ゴミ処理量の増加など、市民の皆さんの「暮らし」にも様々な影響を与えています。

現在、これらの課題対応に年間約7,400万円（令和5年度実績、国からの補助金や入湯税を除く）を、主に市民の皆さんからの税金（市税）で賄っています。

しかし、「宿泊への誘導（観光の質向上）」と「受入環境整備（市民生活との調和）」を両立させる取り組みも、既存の財源（市税等）だけでは強化していくことは困難な状況です。

そこで市では、「観光の質」と「市民の暮らし」を守る新たな財源として、観光客の皆さんにご負担をお願いする「宿泊税」導入の検討を進めています。

Q & A 分かる「宿泊税」

Q 宿泊税とはどのような税金ですか？

A 宮津市内の宿泊施設に宿泊される方が、宿泊事業者に宿泊料と一緒に支払っていただく地方税です。

Q なぜ今、観光客からの税金（宿泊税）を検討するのですか？

A 観光施設や環境整備（ゴミ処理、交通対策など）には多額の費用がかかります。そこで、サービスの「受益者」であり費用の「原因者」でもある観光客の皆さんに、「受益と負担の合理性」に基づき、応分の負担（宿泊税）をお願いすることを検討しています。

Q 税金は「何に」使われるのですか？

A 宿泊税は、「観光地の魅力向上」と「市民生活との調和」の両立を目指し次の取り組みに活用します。

1. 観光地の魅力向上（宿泊の促進）

夜間観光の充実や「食」のブランド化、歴史文化観光の推進など

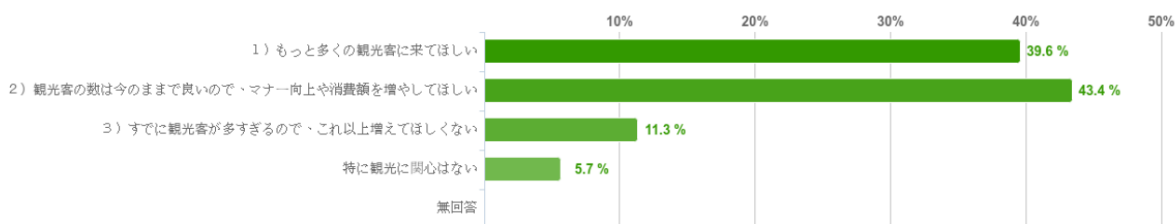
2. 市民生活との調和（受入環境の整備）

観光客のゴミ処理、景観保全、路線バス混雑緩和対策など

市民の皆さんのご意見をお聞かせください

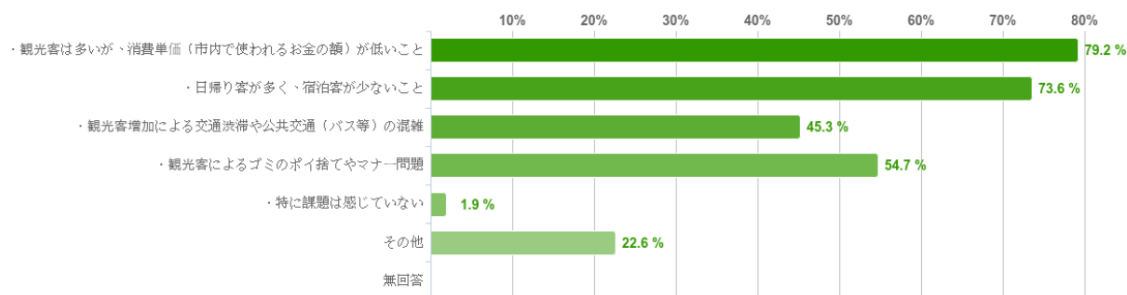
☎ 税務係 45-1612
☎ 観光係 45-1625

Q1：日本三景「天橋立」を有する宮津市は、多くの観光客が訪れる観光地です。あなたは、これからの宮津市の観光はどうあるべきだと思いますか？（1つ選択）



「現状維持（マナー向上・消費増）」が43.4%、「観光客増加」が39.6%であり、8割以上が観光振興の継続を支持している。

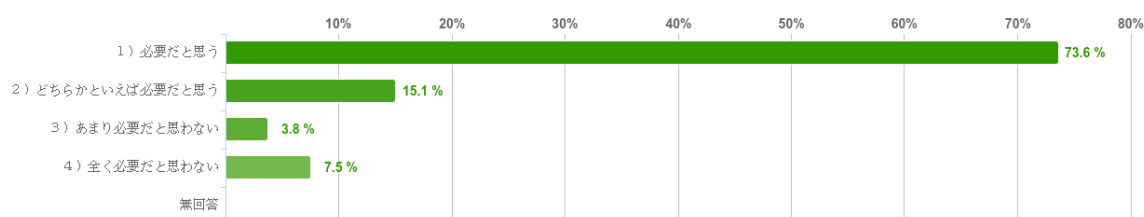
Q2：宮津市の観光について、以下のような課題があることをご存じでしたか？知っていた課題を教えてください。



消費単価の低さが79.2%で最多、次いで「宿泊客の少なさ」が73.6%であり、収益性の低さが広く認識されている。

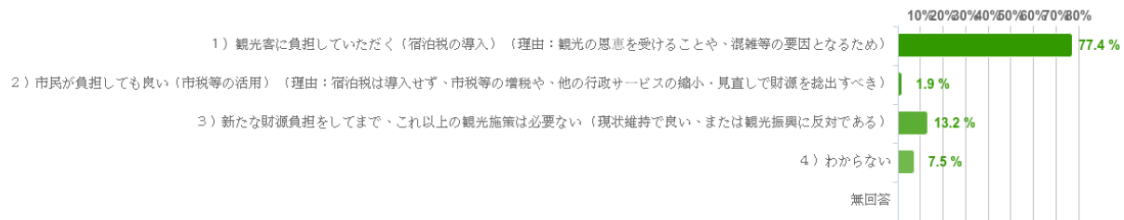
自由記述として、オーバーツーリズムによる交通渋滞への不満や、観光振興が人口減少抑制に寄与していないとする懐疑的な意見も確認された。

Q3：今後、これらの課題を解決するために、「観光の質を高める取り組み（夜間観光や食の魅力向上など）」や「市民の生活環境を守る取り組み（交通対策やゴミ処理など）」といった観光施策への新たな取り組みが必要だと思いますか？



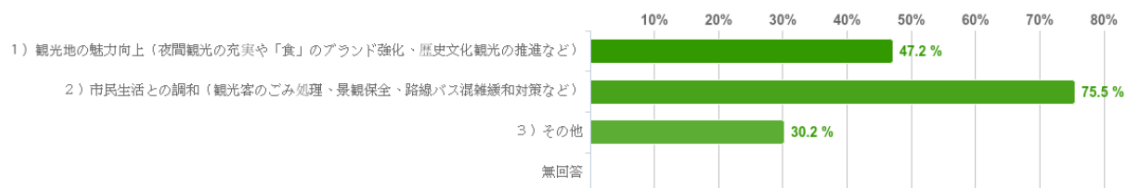
「必要」「どちらかといえば必要」の合計が88.7%に達しており、現状の課題解決に向けた変化を求める声が圧倒的である。

Q4：新たな観光施策を進めるためには、既存の予算に加え、新たに「年間約2億円」の財源が必要と試算しています。この財源の確保方法について、あなたはどのように考えますか？



「観光客に負担（宿泊税）」への支持が77.4%と高く、市民や既存予算への負担を避ける受益者負担の意識が鮮明である。

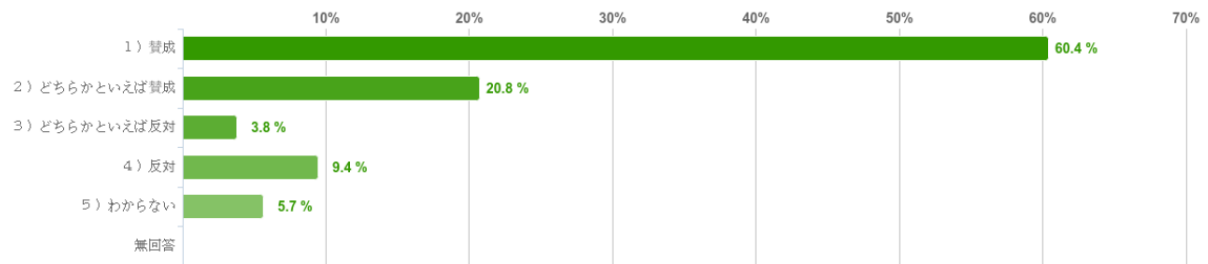
Q5：新たな財源として仮に宿泊税を導入する場合、その使い道として何を優先すべきだと思いますか？（複数選択可）



「市民生活との調和（ゴミ・交通対策）」が75.5%で最多であり、観光客増よりも生活環境の維持を最優先すべき状況である。

自由記述欄においても、公共交通（バス・タクシー）の利便性向上や、天橋立周辺以外の未活用エリアへの投資、インフラ整備を求める具体的な要望が多い。

Q6：宮津市における「宿泊税」の導入について、現時点でのあなたのお考えをお聞かせください。



「賛成」「どちらかといえば賛成」の合計が81.2%であり、財源確保の手段として高い合意が得られている。

Q7：自由記述

賛成派の方：「財源確保の必要性和、目に見える還元への期待」

- ・宮津市が観光地として生き残るためには新たな投資が不可欠であり、その財源としての宿泊税導入はやむを得ないとする意見が大勢である。
- ・ただし、「税金を取るからには、市民生活の向上（ゴミ対策、交通渋滞緩和）や、天橋立以外の地域への恩恵が実感できる使い道を徹底すべき」という条件付きの賛成である。また、宿泊事業者への事務負担軽減や、導入プロセスの透明性を求める声も目立つ。

反対派の方：「不公平感の爆発と、戦略の妥当性への疑念」

- ・最大の反対理由は「日帰り客が圧倒的多数（8割）の中で、なぜ少数の宿泊客のみに負担を強いるのか」という制度の不公平性である。
- ・宿泊客への課税は宿泊抑制に繋がり、観光振興の目的と逆行するとの指摘が極めて強い。
- ・「2億円」という予算設定の根拠が不明確であり、外部コンサル主導の既存の観光政策が成果を上げていないことへの不信感も根深い。
- ・まずは既存予算の効率化や、駐車場料金等の「日帰り客からも広く薄く徴収する仕組み」を優先すべきとの主張である。

参考 6 宿泊事業者説明会の開催結果について

■令和 7 年 9 月 29 日（月） みやづ歴史の館 宿泊事業者 37 事業者 46 名参加

【主な意見】

○実施すべき観光事業・必要となる財源規模について

- ・天橋立及びその周辺のための取組ばかりになり、それ以外の地域に恩恵がないのではないかと懸念がある。
- ・何のために宿泊税を導入するのか具体性が見えない。

○負担のあり方について

- ・宿泊施設だけでなく、飲食、土産物、駐車場なども徴収できるものとし、オール宮津で取り組むべきである。
- ・宿泊税の導入は、本市の観光入込に影響を及ぼすのではないかと懸念がある。
- ・この地域が世界から選ばれる観光地域づくりを進めるために世界に打っていかないといけないが、その予算がほとんどないので、しっかり財源を確保して取り組むために、宿泊税はありと考えている。

○宿泊税を導入する場合の課税要件等について

- ・宿泊税とした場合の申告、納入について、理解しやすい説明書を作成されたい。
- ・宿泊事業者の事務負担をできるだけ軽減される仕組みとされたい。

○今後の検討の進め方について

- ・この説明会で初めて宿泊税のことを知ったので、もっと早くから説明していただきたかった。
- ・このような説明会を今後も開催されたい。
- ・早期導入するのではなく、もっと慎重に議論を進められたい。

参考 7 宿泊事業者個別説明の結果について

■ 宿泊事業者：説明希望のあった 32 事業者

■ 訪問期間：令和 8 年 2 月 3 日（火）～ 6 月 8 日（月）

【主な意見】

○実施すべき観光事業・必要となる財源規模について

- ・天橋立以外の周辺地域に恩恵が実感できるような具体的な取組を提示されたい。
- ・宿泊客が不便に感じている部分を解消されたい。（公共交通機関の充実、飲食店等の増加・魅力向上など）
- ・宿泊客の満足度向上・観光地として存続できる環境づくり（夜の賑わいづくり、人材育成・確保への支援など）

○負担のあり方について

- ・宿泊税を導入したとしても負担感を感じないと思うので、宿泊地の選択の妨げにはならない。
- ・家族での宿泊の場合、人数分宿泊税がかかるので、その影響がどの程度でるのか心配
- ・宿泊税だけでなく、駐車場、飲食、土産物購入などにも課税し、オール宮津で取り組むべき
- ・来訪者、特に宿泊者は、ごみの排出が多いことから、宿泊税の導入は当然

○宿泊税を導入する場合の課税要件等について

- ・何のために導入するのか、何に使っているのかを明確にしたリーフレットを作成されたい。
- ・宿泊税を導入するとなると申告納付に負担を感じるので、申告納付を電子化するなど、手間が増えないような仕組みとされたい。
- ・宿泊税を導入するなら、できるだけわかりやすいよう定額とされたい。
- ・免税点の設定について（設ける、設けない、どちらでもない）

未来へつなぐ、 美しい宮津

宿泊税導入の検討について



発行：宮津市

はじめに

本市では現在、将来にわたり「選ばれる観光地」であり続けるため、そして観光と市民生活が調和したまちづくりを進めるため、新たな観光財源の検討を進めています。

本資料は、宮津市宿泊税検討委員会で議論のベースとされている観光まちづくりの考え方をご紹介します。

なぜ、今、観光振興に力を入れる必要があるのか？

もはや「天橋立があるだけ」では選ばれない

旅行者ニーズは「見るだけ」から「特別な体験・その土地ならではの過ごし方」へ変化しています。



観光客の滞在形態



観光消費額



宮津市の年間来訪者は約300万人ですが、77%が日帰り客です。

日帰り客は多いですが、一人当たりの消費単価は近隣や京都市に比べて低く、地域経済への波及効果が低い状況となっています。

観光の「質（宿泊・滞在）」を高める重要性

そのため、観光サービスの質を高め、日帰り客の滞在時間を延ばし、宿泊へつなげることで消費単価額を上げる必要があります。

観光は、「外貨を稼ぎ、地域経済を回すエンジン」

今後、人口減少が進む中で地域の活力を保つには、観光やビジネスなどで宮津を訪れる「交流人口」の力が欠かせません。観光は、「外貨（市外からのお金）」を稼ぐ重要な産業であり、この力を未来のまちづくりに活かすことが求められています。



これからどんな取り組みが必要なの？

「選ばれる観光地」であり続けるための2つの柱

① 地域経済力が高まるまちづくり



② 市民の暮らしを守る



- ・市民生活との調和（観光客の受入環境の整備）
- ・ゴミ処理や景観維持を強化
- ・路線バス等の混雑緩和を図り、観光客も市民も快適に移動できる環境の整備

なぜ新たな観光財源が必要になるの？

観光地としての魅力向上に伴う 観光客増とそれに伴う暮らしとの調和



持続可能な観光まちづくりとしてこれまで積み重ねてきた観光振興の取組により、本市に訪れていただく観光客が増える一方で、交通渋滞、公共交通の混雑、ゴミ処理量の増加など、市民の皆さんの「暮らし」にも様々な影響が出ています。

これらの対策に年間約7,400万円（令和5年実績。国からの補助金や入湯税を除く）を、主に市民の皆様からの「税金（市税）」で賄っています。

「宿泊への誘導（観光の質向上）」と「受け入れ環境整備（市民生活との調和）」を両立させる取り組みを既存の財源（市税等）だけで行うことは困難な状況です。

観光振興財源の検討プロセスと最適な税制（検討例案）



選ばれる観光地づくりに向けた取り組みを「持続的」かつ「戦略的」に行うための財源です。観光客の方に「受益」に対する応分の負担をお願いし、それを「サービスの向上」という形でお返しする仕組みです。

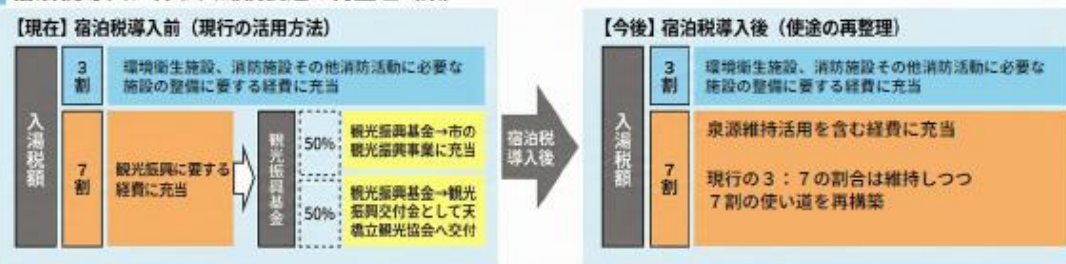
天橋立を訪問された方や、飲食店、駐車場などを利用される日帰り客の方から、税として徴収することは、徴収の対象であるかの判断や徴収する方法などを含め、現状ではその対応は困難とされています。

※日帰り客の方から徴収すること

協力金等は、善意に基づく協力をお願いするもので、特定の施設の運営に要するために徴収されているものが多く、観光全般に活用するため行政が財源確保を行う行為としては、安定的な収入が見込めないため、継続的に事業を実施することが出来ません。

（参考）広島県の宮島では、入域手段が船舶しかないことから一律徴収が可能なため訪問税を徴収されています。

宿泊税導入に伴う入湯税用途の再整理（案）



世界から選ばれる持続可能な観光地へ

魅力的なコンテンツと快適な環境が整えば、顧客満足度が上がり、リピーターが増え、結果として宿泊単価の向上や経営の安定につながります。

宿泊客の皆様に「受益に対する負担」をお願いし、それを原資により魅力的な観光地をつくる。その結果、宿泊事業者様のビジネス環境が良くなり、市民生活も守られる。そんな「好循環」を、皆様と共に作っていきたいと考えています。

■お問い合わせ先 宮津市役所 税務係 TEL：45-1612 観光係 TEL：45-1625

参考 8 第 2 期宮津市観光戦略（抜粋）



第 2 期 宮津市観光戦略(2026-2030)【抜粋版】

～このまちの魅力を磨き、次の5年へ～



令和8年（2026年）2月 京都府 宮津市

第2期宮津市観光戦略（抜粋版）

02 観光戦略のビジョン

観光戦略ビジョン（理想の未来像）～何をを目指すのか？～
地域と共生し地域に貢献する住む人も訪れる人も満足度の高いまち

※第7次宮津市総合計画に掲げる「観光振興の目指すべき姿」を観光戦略ビジョンとして定義

満足度の高い選ばれる観光地としてにぎわいにあふれ、持続可能な観光まちづくりにより地域社会と観光が共生する活気あるまちを目指します。



「天橋立」を地域の宝として、地域全体が「稼ぎ、喜び、潤う」仕組みへの進化。

宮津市観光戦略 2026-2030



エリアコンセプト

天につながる太古の聖地・天橋立

～天につながる太古の聖地～

祈りが天に届く場所で神仏の源流に触れる幸福感。神が天地を往来し、仏が人を導く聖地として往古より人々に守られ続けている天橋立。日本創世の神イザナギノミコトが天界から下ろした梯子の根本地とされる 元伊勢籠神社の奥宮「眞名井神社」の古代祭祀場や、天空の観音霊場「成相寺」。天地に暴れる龍を文殊菩薩が善龍に改心させたとされる智恵の文殊として名高い「智恩寺」。ここでは天につながる「天地和合」の物語を今も感じることができる。天橋立地域は神と仏が交わる空間とも言われ、室町時代の画聖・雪舟が描いた国宝「天橋立図」には前述の三所に朱が施され、全体が一つの聖域として描かれています。古来、人々は天架ける浮き橋を渡って自らの祈りが神仏の御許に届く様子を思い描きながら、海渡る参道・天橋立を渡ったのです。

想起を促すプロモーション映像

◆天につながる太古の聖地～海の京都/天橋立観光協会～



◆天橋立の世界遺産登録を目指して～天橋立伝説～



05-1 マーケティング＆マネジメント

推進チームによる実行体制 ～現場が主役の意思～

戦略を動かす2つのエンジン

マーケティング：データに基づく誘客 顧客を深く知り、効率的に稼ぐ

これまでの不特定多数へのアプローチをやめ、データに基づき「宮津の価値を認めてくれる方」とより深くつながります。

- ・CRM（顧客管理）の本格導入：「誰が・いつ・どこで・いくら消費したか」を可視化。
- ・ターゲットの精密化：欧米豪・台湾などの「高付加価値層」をデータで特定。
- ・リアルタイム・フィードバック：満足度を即座に拾い、改善へ繋げる「旅ナカ調査」。

**マネジメント：地域共創のガバナンス** 地域が主役となり、持続的に稼ぐ

観光インフラの維持限界を克服するため、稼いだ外貨を地域の足（交通）やDXに再投資する自律的な仕組みを確立します。

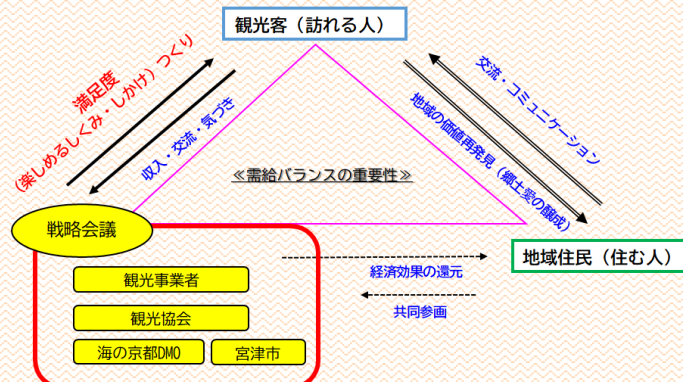
- ・推進チームによる意思決定：行政と民間事業者（現場）が一体となったスピード感ある実行。
- ・再投資サイクル：新たな財源の確保による収益を現場が必要とするインフラへ還元。
- ・プロフェッショナル人材の育成：高単価に見合う「おもてなし」と「経営スキル」の向上。



宮津市観光戦略 2026-2030

05-2 マネジメント：自律的な運営体制①

持続可能で豊かなまちにしていけるために、行政だけではなく、市民の皆様や地域の各種団体、企業、宮津市に関わる人たち（みんな）が一緒に話し合い、知恵を絞り、ともに力を合わせて創り上げること＝「共創」により、実現することを目指します。



宮津市観光推進会議

＜観光戦略推進チーム＞

天橋立観光協会・宮津天橋立観光旅館協同組合・
天橋立文珠堂茶会・宮津商工会議所
天橋立府中観光会・宮津ピンツ会・丹後由良観光
組合・丹後海陸交通株式会社
WILLER-TRAINS株式会社・ハマカゼプロジェ
クト株式会社

宮津市観光推進会議

宮津市産業経済部 商工観光課

海の京都 DMO

（宮津市・福知山市・舞鶴市・綾部市
京丹後市・伊根町・与謝野町）

宮津市観光戦略の進め方

「観光戦略推進チーム」が中心となり、戦略重点事項と戦略の柱に基づき推進します。関わるすべての人が宮津のファンとなり、共に未来を創る「共創のまち」を目指します。



宮津市観光戦略 2026-2030

05-3 マネジメント：自律的な運営体制②



推進チームの意思決定

事業者主体のスピード感ある実行。行政と民間事業者（現場）が一体となった意思決定フローを構築。



独自財源の再投資

新たな税等の収益をインフラ（DX・交通）等へ還元。地域が自ら稼ぎ、自らを強化するサイクル。



プロフェッショナルの育成

高単価に見合う「おもてなし」と「経営スキル向上」を両立。地域を支える次世代リーダーの輩出。



専門人材とAIの活用

専門人材とAIによるデータ分析とマーケティングの実行。

宮津市観光戦略 2026-2030

06 2030年に向けたロードマップ

5年間ロードマップ 2030ゴール：世界から選ばれる持続可能な観光地の実現



宮津市観光戦略 2026-2030

【目的】

人手不足という物理的課題を打破するため、データに基づくマーケティングにより、効果的に稼げる「質」への転換を推進します。

戦略の柱：稼ぐターゲティング・マーケティングの質的転換

① CRM活用による「効率的リピーターの定着と拡大」

- ✓ データに基づき、再訪可能性の高い層へピンポイントに訴求
- ✓ 新規獲得コストを抑制し、経営の安定化と生産性向上を図る

② 高付加価値マーケットへの集中

「上質な」インバウンド誘客の強化

- ✓ 欧米豪・台湾へのプロモーションと受入体制の高度化
- ✓ 台湾を中心とするF I Tへ効果的な情報発信

③ 未来への投資：探究型教育旅行を通じたファンづくり

- ✓ SDGsや探究学習プログラムなど、地域の課題を教材化し、繋がりを深くするための仕組みづくり
- ✓ 10年後、20年後のリピーターとなる「未来のファン」を育成
- ✓ 京都府立丹後郷土資料館を活用した教育旅行誘致の底上げ

4つの視点への影響と価値

経済価値

消費単価の向上により、少ない入込数でも事業者の利益を最大化します。

社会価値

過度な混雑を回避し、観光と市民生活の快適な共生を実現します。

環境保全

マナー意識の高い層を招くことで、景観や自然環境への負荷を抑制します。

経営基盤

データ経営の導入により、効率的かつ持続可能な運営体制を構築します。

重点事項①-2：■「量」から「質」への転換

日帰り客の「量」を、将来の「質」への投資へ

「通過点」から「接点」への転換

7～8割を占める日帰り客は、単なる「消費」の対象ではなく、将来宮津市を支える「宮津ファン」の母集団として戦略的に位置づける必要があります。

・「日帰り客は、宮津を深く愛してくれる未来のファン（原石）である」

『量から質へ』と言っても、日帰り客を減らすという意味ではありません。7～8割の方々に来訪くださるからこそ、その中から宮津を深く愛してくれるファンを見つけ出すことができます。つまり、日帰り客の皆様は『未来の優良顧客の候補者リスト』なのです！

・「CRM（顧客データ活用）の役割」

具体的な購買内容や満足度を可視化するためには、顧客データを継続的に蓄積するCRMのツールを活用する必要があります。

・「滞在時間の延長が宿泊への第一歩」

『日帰りでも十分』と思わせるのではなく、『宮津の宝』に触れる機会を増やす必要があります。滞在が1時間延びることにより、『次は泊まりたい』という宿泊意欲を高めるきっかけとなります。

・「周遊・分散への誘導」

地域で活躍する人材と連携し、日帰り客を周辺の資源に触れる場所へ誘導することにより、周遊・分散が促進されます。

08-2 重点事項②：■「日帰り」から「宿泊」への転換

第2期宮津市観光戦略（抜粋版）

【目的】

滞在時間を延ばし、地域での消費機会を最大化することで、単なる景勝地としての「通過」から、何度でも泊まりたいとなる「滞在」への価値転換を図ります。

戦略の柱：「稼ぐエンジン（コンテンツ）」の造成強化

- ① 「美食のまちづくり」
食を目的に選ばれる仕組みづくり
✓ 海の京都・宮津エリアの食材や食文化の保持・伝承等を意識した「ガストロノミー」の推進
✓ 生産者と連携した「食の魅力」の発信と、地域内調達による経済循環の強化
- ② ナイトタイムエコノミー（夜の消費）の創出
✓ 天橋立ライトアップなどのイベントと連動した、飲食・バー等の夜の消費コンテンツの拡充
✓ 宿泊客だけが体験できるプレミアムな夜のアクティビティ開発
- ③ 「天橋立プラスワン」の磨き上げ
✓ 天橋立や市街地・由良・上宮津・橋北等の地域資源を活かした周遊プログラムの開発と地域を支える「人材の育成」
✓ 歴史・文化・産業を体験できるコンテンツの磨き上げによる滞在時間の延長を促進し、宿泊への動機づけを強化
- ④ 世界へ誇る「温泉文化」の継承と新たな価値創造
✓ 4大温泉の認知度向上と温泉情緒を感じる温泉街の景観整備
✓ 「泊まりたい温泉地」に向けた新たな観光価値の創造

4つの視点への影響と価値

経済価値 夕食・夜の消費機会が増えることで、宿泊客数及び地域内消費額を大幅に引き上げます。	社会価値 魅力的な飲食・文化コンテンツが増えることで、シビックプライドの醸成につながります。
環境保全 景観や温泉など、「守るべき資源」の収益化により、保全のための原資を生み出します。	経営基盤 コンテンツの有料化・商品化を進めることで、補助金に頼らない自立型経営へ移行します。

宮津市観光戦略 2026-2030

08-3 重点事項③：■観光基盤の強化

第2期宮津市観光戦略（抜粋版）

【目的】

人手不足と交通課題という構造的ボトルネックを解消し、独自財源による再投資サイクルを確立することで、持続可能で高品質な観光地経営の基盤を構築します。

戦略の柱：持続可能な観光地経営を支える「稼ぐインフラ」の整備

- ① 人手不足対策としての「省人化DX」の実装
✓ AIの活用や共通予約システムの導入による事務・接客の効率化
✓ 機械化による余剰時間を「人ならではのおもてなし」へ再配分し、満足度を向上
- ② 「移動のサービス化」による二次交通の整備
✓ ライドシェアやオンデマンド交通の導入、海を活用した魅力づくりにより、公共交通を補完する移動手段を確保
✓ 観光客の利便性向上とともに、地域住民の移動課題も同時に解決する仕組みの構築
- ③ サステナブルな観光地としての品質管理と向上
✓ 国際基準（GSTC）に準じたクオリティ・コントロールと、定期的・客観的な満足度調査の実施
✓ 観光客・事業者・市民の声をインフラ改善に反映させるPDCAサイクルの確立
- ④ 新たな税の導入による「再投資サイクル」の確立
✓ 徴収した税を、持続可能な観光地づくりへ還元する仕組みと再投資サイクルの確立

4つの視点への影響と価値

経済価値 再投資によって観光の質を高め、更なる高単価・高収益につなげます。	社会価値 MaaS等の導入により、市民の移動利便性が向上し、観光と生活が調和する社会を創ります。
環境保全 過度なマイカー抑制やごみの減量化等により環境負担軽減を実現します。	経営基盤 独自の安定財源を持つことで、中長期的な視点での戦略的な投資につなげます。

宮津市観光戦略 2026-2030